

令和9年度

保育園等入園の手引き



川越市マスコットキャラクター

ときも

川越市役所 こども未来部 保育課

令和9年度 保育園等入園の手引き

目次

I. はじめに

1	利用申込みに際してのご案内	1
2	利用申込みの対象となる施設	1
3	教育・保育給付認定について	1
4	保育の必要性について	2
5	保育の必要量について	2

II. 入園の申込みについて



申請に必要な書類はこちら

(<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/kosodate/azukeru/1004356/1004360>)



川越市ホームページ>子育て・教育>あずける(保育等)>保育>保育園等の申請について

1	申込みから入園までの流れ	3
2	申込みの受付について	5
3	利用調整について	6
4	申込みに際しての注意	6
5	申込みに必要な書類	7
6	申込みした内容の変更手続き	8
7	複数の児童(兄弟姉妹)を同時に申込みする場合	9
8	産前産後休業・育児休業の取扱いについて	11
9	川越市外の方が川越市内の保育施設を希望する場合	13
10	川越市民の方が川越市外の保育施設を希望する場合	14
11	転園について	15
12	希望保育園等変更願いについて	15
13	よくあるご質問①	16

III. 入園してから



入園後の各種届出用書類のダウンロードはこちら

(<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/kosodate/azukeru/1004356/1004365>)



川越市ホームページ>子育て・教育>あずける(保育等)>保育
>入園してから(保育園入園後の各種手続き)

1	保育時間について	17
2	保育実施期間について	17

3	家庭状況等に変更があった場合の手続き	17
4	支給認定（保育必要量や期間等）の変更手続きについて	19
5	給食について	20
6	退園について	20
7	よくあるご質問②	21

IV. 保育料について

1	保育料について	22
2	保育料の納入	22
3	保育料の決定方法	22
4	保育料の減額・免除について	24
5	給食費について	25
6	給食費の免除について	25
7	よくあるご質問③	26

V. 保育施設・その他保育事業について

1	川越市の認可保育施設一覧	27
2	一時預かり利用の手引き	35
3	送迎保育（川越市保育ステーション）について	37
4	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について	38
5	病児・病後児保育事業について	39
6	ファミリー・サポート・センター事業、 緊急サポートセンター事業について	39



各園の詳しい情報はこちらからご覧ください。

(<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/kosodate/azukeru/1004356/1004361>)



保育園・認定こども園・地域型保育事業の各園の詳しい情報が一覧でご覧いただけます。

川越市ホームページ>子育て・教育>あずける（保育等）>保育>保育園・認定こども園一覧

クラス年齢表

※令和9年度における各クラスの利用申込み生年月日は次のとおりとなります。

※保育施設ごとに対象年齢（月齢）がございます。年齢については令和9年4月1日時点、月齢については利用希望月の1日時点でそれぞれ年齢・月齢を満たしているかご確認ください。

対象クラス	利用申込みを行うお子さんの生年月日
0歳児クラス	令和 8年（2026年）4月2日以降
1歳児クラス	令和 7年（2025年）4月2日～令和 8年（2026年）4月1日
2歳児クラス	令和 6年（2024年）4月2日～令和 7年（2025年）4月1日
3歳児クラス	令和 5年（2023年）4月2日～令和 6年（2024年）4月1日
4歳児クラス	令和 4年（2022年）4月2日～令和 5年（2023年）4月1日
5歳児クラス	令和 3年（2021年）4月2日～令和 4年（2022年）4月1日

I. はじめに

この手引きは、保育所・認定こども園（保育園部分）・地域型保育事業（以下「保育園等」）の利用に関し必要となる手続き等について記載したものです。内容をよくご確認ください。

1 利用申込みに際してのご案内

- 保育園等は、保護者が就労している場合や病気の場合等、家庭で十分に保育ができない児童を保護者に代わって保育する施設です。保護者が保育の必要性（次ページ）に該当する場合のみ利用できます。
- 保育方針や保育内容、保育時間、実費徴収される費用等は、保育施設によって異なりますので、事前によくご確認ください。また、入園後のミスマッチを防ぐために希望する保育園等の見学をおすすめします。見学については保育園等へ直接お問い合わせください。
- 申込みは年度ごとに必要なため、令和8年度の入園を申し込まれている場合であっても新たに令和9年度の申込みが必要です。

2 利用申込みの対象となる施設

利用申込みの対象となる施設には、①保育所、②認定こども園（保育園部分）、③地域型保育施設（小規模保育、事業所内保育）があります。対象の施設は、この手引きのP27～34をご確認ください。

施設の種類	対象年齢	施設数	説明
①保育所	0歳児※ ～5歳児	60	川越市が運営する公立保育園と、社会福祉法人が運営する私立保育園があります。
②認定こども園 （保育園部分）	0歳児※ ～5歳児	10	保育園部分と幼稚園部分を併せ持ち、教育と保育を一体的に行う施設です。保育園部分が利用申込みの対象です。幼稚園部分への入園を希望の方は施設へ直接お申込みください。
③地域型保育施設 （小規模保育、 事業所内保育）	0歳児※ ～2歳児	31	保育所より少人数で保育を行います。2歳児クラスまでの低年齢児を対象としており、3歳になった3月末で卒園となります。3歳児クラス以降の保育を希望する場合は、あらためて他の施設への利用申込みが必要です。

※入園可能となる年齢（月齢）は施設によって異なります。

幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）については、保育の必要性によらず、どなたでも利用できます。入園を希望の方は施設へ直接お申込みください（この手引きの利用申込みの対象施設ではありません。）。

3 教育・保育給付認定について

保育園等の利用を希望する方は、「保育の必要性」について認定を受ける必要があります。保育園等の利用申込みを行うと、教育・保育給付認定（支給認定）の申込みも同時に行われたことになります。

○児童の年齢に応じて次のいずれかの区分で認定され、「支給認定証」が交付されます。

認定区分	対象年齢	希望・条件	備 考
2号認定	満3歳以上	保育の必要な事由に該当し保育園等での保育を希望する場合	保育の必要量により「保育標準時間」、「保育短時間」に分かれます。
3号認定	満3歳未満		

※3号認定の児童が3歳の誕生日を迎えた際には、自動的に2号認定に切り替わり、保育課から新しい支給認定証を送付いたします。保育料については、3歳児クラスから無償化の対象となります。

4 保育の必要性について

保護者のそれぞれが次に示すいずれかの事由に該当する必要があります。

	事由	保護者の状況	入所可能な期間
①	就労	児童と離れて家事以外の仕事をする事が日常であること（休憩を除き月 64 時間以上）（※1）	就労している期間
②	妊娠・出産	妊娠中または出産後間もないこと	産前6週が含まれる月の1日から産後8週が含まれる月の末日まで
③	疾病・障害	保護者が身体的・精神的に疾病・障害を有していること	療養を必要としなくなるまで
④	介護・看護	長期入院等している親族の介護・看護を常時していること（月 64 時間以上）	介護・看護を必要としなくなるまで
⑤	求職活動	求職活動をしていること（起業準備を含む）	入園月の翌々月の末日まで
⑥	就学	卒業後の就労を前提とした学校に就学していること（職業訓練を含む）（休憩を除き月 64 時間以上）	就学している期間
⑦	災害復旧	震災・風水害・火災等の復旧をしていること	必要な期間
⑧	虐待・DV	虐待やDVのおそれがあること	必要な期間
⑨	育児休業	新たに生まれた下の子の育児休業取得時に、既に在園している児童がいて継続利用が必要であること（※2）	生まれた子が1歳になる月未まで
⑩	特例	市長が定める上記に類する状態にあること	必要な期間

※ 該当する事由により提出していただく証明書等が異なります。詳しくはP7～8をご覧ください。

※1 就労での認定は月64時間以上が条件で、月64時間未満の場合は⑤求職活動の扱いになります。

※2 上の子が在園中に下の子の育児休業を取得する場合について、詳しくはP12をご覧ください。

5 保育の必要量について

保育必要量とは、保育園等での保育を利用できる時間数のことをいい、保育が必要な事由および就労等の状況に応じて保育標準時間と保育短時間の2区分に分類されます。

区分	保育が必要な事由
保育標準時間 1日最長11時間の利用が可能	就労・就学、介護・看護（1か月当たりの就労等の時間が120時間以上）、妊娠・出産、災害復旧、虐待・DV
保育短時間 1日最長8時間の利用が可能	就労・就学、介護・看護（1か月当たりの就労等の時間が64時間以上120時間未満）、疾病・障害、求職活動、保育園等利用中での育児休業取得

※必ずしも最長の時間が利用できるわけではなく、現に日々の保育が必要な時間でのご利用になります。各園の保育時間は各保育園、この手引きのP27～34、市のホームページ等でご確認ください。

※疾病・障害について、原則は保育短時間の認定になりますが、医師の診断書において、保育が困難で「長時間の保育が必要」という旨の記載が確認できれば保育標準時間の認定が可能な場合があります。

<利用時間の例>

開園時間（7：00～19：00）

保育短時間（8：30～16：30）、保育標準時間（7：30～18：30）の場合

7時	7時半	8時半	16時半	18時半	19時
延長時間	延長時間	保育短時間（最長8時間利用）	延長時間	延長時間	
延長時間		保育標準時間（最長11時間利用）			延長時間

※延長時間については、保育料のほかに別途時間外（延長）保育料がかかります。

Ⅱ. 入園の申込みについて

1 申込みから入園までの流れ

令和9年4月入園の場合



・申込みは年度毎に必要なため、令和8年度の入園を申し込まれている場合であっても、新たに令和9年度の申込みが必要です（転園申請についても同様に令和9年度の申込みが必要です）。

□ 申込み（一次募集）

令和8年9月～10月頃

○郵送受付 令和8年9月14日から**10月16日まで**（保育課必着）

○会場受付 日時・会場は市のホームページ・配布書類・広報川越9月号にてご案内します。

※保育課（本庁舎3階）窓口での受付は行いませんのでご注意ください。

□ 面接

令和8年11月頃

○対象 申請をした方全員（転園申請は除く）

○場所 第一希望の園

○時期 11月上旬から11月下旬まで（※日程は保育施設ごとに異なります。）

・保育課から個別に面接のご連絡はいたしません。別紙『面接のご案内』を必ずご確認ください。

・11月下旬までに面接を受けられない場合は、4月一次審査は入所保留となります。

※健康状態等が1回で確認できない場合、再度面接を実施することがあります。

利用調整

入所可能人数を超えて申請があった場合は、利用調整を行います（P6参照）。

□ 結果通知（一次募集）

令和9年2月上旬

・令和9年2月上旬頃に郵送で通知します。保育園等の利用が決定した場合は、事業所入所承諾書が届きます。利用が不決定となった場合は、事業所入所保留通知書が届きます。

・通知を発送する前に入園の可否等審査にかかわることは一切お答えできません。

※一次募集で不決定となった場合

□ 申込み（二次募集）

令和9年2月12日 締切

・一次募集で不決定となった場合は、二次募集の選考を行います。再度申請する必要はありませんが、希望園を変更する場合は**令和9年2月12日**までに保育課にて変更申請をしてください。

□ 結果通知（二次募集）

令和9年2月末～3月上旬

・利用調整の結果、面接にお進みいただくことになった方には、令和9年2月末頃に保育課から電話で連絡します。

・利用が不決定となった方には、令和9年3月上旬頃に郵送で通知します。（一次募集から申請している場合、再度の通知はありません。）

□ 入園説明会

令和9年3月上旬～中旬

・決定した園で説明会を行います。

4月申請で保留になった方につきましては、5月以降も継続して選考を行います。次ページもご覧ください。

□ 入園

令和9年4月1日

一次募集

二次募集

入園

令和9年5月～ (年度途中) 入園の場合

1 申込みから入園までの流れ



・すでに令和9年度の申込みを行っている場合、申請月の翌月以降も毎月選考を実施します。ただし、令和10年度4月以降は新たに申込みが必要です。

☐ 募集空き状況の確認

前月5日頃

・毎月5日頃に、翌月1日の保育園等の空き状況（募集人数）を掲載します。
空き状況につきましては、市のホームページからご確認いただけます。



市ホームページ
保育園等の空き状況（募集人数）

☐ 申込み（年度途中）

前月10日締切

- 窓口受付 保育課（本庁舎3階）窓口でのみ受け付けます。
※郵送受付の場合は、締切日保育課必着となります。
- 申請締め切り日 入園希望月の**前月10日**（土日祝日の場合は、その前開庁日）
※令和10年2月、3月入所については令和9年12月10日締切

利用調整

入所可能人数を超えて申請があった場合は、利用調整を行います（P6参照）。

☐ 面接のご案内

前月20日頃

・利用調整の結果、面接にお進みいただくことになった方には、前月20日前後に保育課から電話で連絡します。

☐ 面接

前月25日頃まで

- 対象 **面接のご案内を受けた方（児童および保護者）**
- 場所 入所調整中の園
- 時期 入園月の前月25日ごろまで
（保育課からのご案内後、保護者から保育施設に連絡の上、日時を決定してください。）

☐ 結果通知

前月末頃

- ・入園希望月の前月末頃に郵送で通知します。
- ・利用が不決定となった場合は、事業所入所保留通知書が届きます。**入所保留通知書は、最初の申請月の分のみ郵送しており、翌月以降は送付いたしません。（詳しくはP11をご確認ください）**
- ・結果通知は最初の申請月分のみ発送します。翌月以降は内定した場合のみ電話で連絡します。
- ・**申請月に保留となった場合、翌月以降も継続して選考を行います。新年度4月以降は新たに申請が必要です。**

☐ 入園

毎月1日

申込み

入所調整

入園

2 申込みの受付について

窓口や会場受付は大変混み合い、長時間お待ちいただく場合がございますので、郵送での申込みにご協力ください。

(1) 4月入園申込み受付

○一次募集（令和8年9月までに出生している児童）

方法	受付期間	注意事項等
郵送受付	令和8年9月14日（月）から 10月16日（金）まで （必着）	《郵送時の注意点》をよく確認してください。 （P6 下段にあり）
会場受付	受付期間・場所については市のホームページ、配布書類、広報川越9月号にてご案内します。	<u>保育課（本庁舎3階）窓口での受付は行いません。</u>

※郵送受付をした申請者に対して、保育課から個別に面接のご案内はしておりません。郵送前に第一希望の園を必ず控えておいてください。面接については別紙『面接のご案内』をご確認ください。

※11月下旬までに面接を受けられない場合、4月一次募集の審査は入所保留となります。

○一次募集（令和8年10月以降に出生の児童（出生予定を含む））

対象となる方	受付期間	注意事項
令和8年10月、11月、12月、 令和9年1月、2月1日生まれ の児童（※出生予定を含む）	令和8年11月16日（月）から 令和8年12月1日（火）まで	必ず左記の期間に申込みしてください（申請方法：保育課窓口または郵送）

※通常の提出書類に加えて、誓約書が必要になります。

申込み方法等の詳細につきましては保育課へお問い合わせください。

○二次募集

方法	受付期間	注意事項等
郵送受付	令和9年2月12日（金）まで （※郵送の場合、必着）	《郵送時の注意点》をよく確認してください。 （P6 下段にあり）
保育課窓口		受付窓口は、川越市役所保育課（本庁舎3階）のみとなります。

※一次募集で入所保留となった方の希望園の変更も受け付けます。

※一次募集において決定した保育園等を辞退した方は、二次募集の審査では審査対象外となります。

(2) 年度途中（5月以降）の申込み受付

方法	受付期間	注意事項等
郵送受付	入園希望月の前月10日まで （土日祝日の場合、その前開庁日） （令和10年2月、3月入所は 令和9年12月10日締切） （※郵送の場合、必着）	《郵送時の注意点》をよく確認してください。 （P6 下段にあり）
保育課窓口		受付窓口は、川越市役所保育課（本庁舎3階）のみとなります。

※入園の申込みの際には保育園等の空き状況をご確認のうえ、申請書をご提出ください。空き状況につきましては、おおよそ前月の5日前後に市のホームページで掲載しています。

（急な退園や園の状況により空き状況は変化する場合があります。）

※各月の締切は本冊子の裏表紙（最終ページ）に掲載しています。

3 利用調整について

定員を上回る申込みがあった場合は、利用調整の基準に基づき保育の必要性の高い順に入園者を決定します。先着順や抽選ではありません。利用調整の基準につきましては、P40「令和9年度川越市保育所入所基準指数表」を参照してください。

4 申込みに際しての注意

- 必要書類等を確認し不備のないようにお申込みください。申込み時に不備がある場合には、受付できない場合があります。
- 申込みの内容が事実と異なる場合、入所承諾を取り消す場合があります。
- 申込みの際、希望園は通える範囲で希望順に申請書に記入してください。記入の無い園には案内できませんので、ご注意ください。
- 利用調整は原則、申込み締め切り日時点における申請書類及び世帯の状況をもとに行います。
- 祖父母、内縁、婚約者等の同居・別居の判断は、実態に沿った家庭状況で判断します。住民票上は別世帯となっても、同一住所（二世帯住宅を含む）にお住まいの場合には、同居扱いになります。（ただし、同一住所内であっても家計が別生計の場合については別居扱いになります。別居扱いの証明として平面図のコピー、公共料金の請求先のコピー等を提出してください。）
- 入園前に市外に転出された場合、申込みを取り下げただき、市内保育園等の入所承諾も取り消しとなります（「保育園等入園取り下げ願い」を提出）。
- 就労事由で入園決定された方が退職して求職活動中となった場合で、入園までに申請時と同等の就労時間で再就職しない場合は、申込みを取り下げいただきます（「保育園等入園取り下げ願い」を提出）。
- 育児休業中に申込みをする方、申込みをするお子さんの下のお子さんの出産予定がある方、申込み後に新たなお子さんの妊娠をした方は、入園決定後に育児休業を切り上げていただく場合があります。この手引きのP11～12をよくご確認くださいのうえ申請をしてください。
- 育児休業中に小規模保育施設等を卒園し、新たに入園申込みをする場合もこの手引きのP11～12をよくご確認くださいのうえ申請をしてください。
- 4月入園（一次募集）では、お子さんの健康状態等が1回の面接で把握できない場合に、あらためて面接（二次面接）を行う場合があります。その際は保育課より連絡いたします。

《郵送時の注意点》

- 日程に余裕を持って送付してください。**※受付期間内必着**
郵送事故等による遅れや不着、紛失について、市では一切責任を負いかねます。
- 簡易書留やレターパック等、追跡可能な郵送方法で送付してください。
- 入園の手引きをよくご覧いただき、書類の記入漏れや同封漏れがないことを確認のうえ、送付してください。締め切り日時点における提出書類をもとに利用調整を行います。
- 封筒には朱書きで『保育園入園申請書類在中』とご記入ください。
- 申請書の写し（保護者控え）が必要な場合は、郵送前にご自身でご用意ください。
受付印を押したものが必要な場合は、個別にご相談ください。
※ 返信用封筒を同封いただいても、写しの送付はいたしません
- 書類受理後、記載内容について電話で確認させていただく場合や不足書類の提出をお願いする場合があります。必ず日中連絡のとれる電話番号を記入してください。

5 申込みに必要な書類

1 全員が提出する書類

1	提出書類チェックシート	世帯で1枚
2	教育・保育給付認定申請書兼保育利用申請書	児童一人につき1枚
3	児童健康票 ※申請児童の身体障害者手帳、療育手帳等をお持ちの場合は写しを添付	児童一人につき1枚
4	家庭状況調査票	世帯で1枚
5	個人番号（マイナンバー）の確認に係る書類 ※郵送の場合のみ	世帯で1枚
6	保育が必要な旨の証明書（児童の父母それぞれ） ※65歳未満（R9.4.1時点）の祖父母が同居している場合、対象となる祖父母の証明書も必要です。	
① 就労	会社等にお勤めの方	就労（内定）証明書（3か月以内に発行されたもの） ※証明日は必ず記載 ※ 証明日が雇用開始日より前の場合、内定扱いとなります。就労を開始した後に改めて就労証明書をご提出ください（提出後に指数を内定から就労に変更します）。 ※ 証明書に記載漏れ等がある場合は受付できませんのでご注意ください
	就労内定の方	
	自営業の方	上記に加え、確定申告書の写し、開業届の写し、委託契約書の写し等（客観的に事業を行っていることが分かる書類）から1点を添付 ※就労証明書は、事業主ご自身で作成してください。
② 妊娠・出産		母子健康手帳の写し（表紙、 出産予定日 が明記されたページ／1、4ページ）
③ 疾病・障害	疾病の場合	医師の診断書等（ 保育が困難な旨が明記された 発行から3か月以内のもの） 保育が困難で「 長時間の保育が必要 」な旨の記載で標準時間認定の取り扱い
	障害の場合	身体障害者手帳（1～3級）、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の写し
④ 介護・看護		1. 介護・看護状況申告書（直近1か月のスケジュール表を記載） 2. 医師の診断書等（介護・看護が必要な旨が明記された発行から3か月以内のもの） （障害をお持ちであったり、要介護状態のご家族を介護・看護している場合は、医師の診断書の代わりに身体障害者手帳、介護保険被保険者証等の写しでも可）
⑤ 求職活動		就労誓約書…申請の時にお渡しします 郵送の場合は事前に書類を取得してください（保育課、各保育施設で配付、市のホームページからダウンロード可能）。 ※ハローワークに登録している方はハローワークカードの写し
⑥ 就学		1. 在学証明書または合格通知書 2. 授業のカリキュラム等（1週間と年間のスケジュールがわかるもの）
⑦ 災害復旧		罹災証明書等

※転園申請の方は、P15「11 転園について」で必要書類、注意事項をご確認ください。

2 該当者のみ提出する書類

状況	提出書類
① 生活保護を受給している場合	生活保護受給者証の写し
② 離婚を前提に保護者が別居している場合	離婚調停中であることを証明する書類（家庭裁判所からの呼び出し状の写し等） または、弁護士に相談していることを証明する書類 ※住民票では同居となっている場合は世帯分離等申立書も提出
③ 出産予定がある場合	母子健康手帳の写し（表紙・ 出産予定日 が明記されたページ）
④ 申請児童が障害者手帳をお持ちの場合	お持ちの手帳の写し
⑤ 兄弟姉妹が障害者手帳をお持ちの場合	お持ちの手帳の写し

⑥ 認可外保育施設を含む市内の教育・保育施設に勤務（内定含む）する保育士・幼稚園教諭・保育教諭の場合	資格を証する書類
⑦ 認可外保育施設・幼稚園・認定こども園（幼稚園枠）・一時預かり事業（一般型）を利用している場合 ※1か月あたり10日以上の実績がある場合に限ります。	認可外保育施設等利用証明書 ※様式は保育課、各保育施設で配付、市のホームページからダウンロード可能
⑧ 65歳未満の祖父母と同居している場合	保育が必要な旨の証明書（対象者全員分） ※書類の提出がない場合は減点
⑨ 川越市外の方が川越市内の保育施設を希望する場合	転入誓約書・転入先のわかる書類・在園証明書等 ※申込み方法、提出書類等について、必ずP13をご確認ください

3 持参する書類（※郵送受付時はコピーを提出してください。）

書類	提出書類の例
① 保護者（申請者）本人のマイナンバー確認書類	マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し等
② 保護者（申請者）本人の身元確認書類	マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、在留カード等 （※資格確認書、年金手帳、児童扶養手当証書等、写真なしの本人確認書類の場合は2点ご用意ください。）
③ 委任状等 （※代理人による提出の場合）	（1）委任状（保護者（申請者）本人が記載したもの） （2）代理人の身元確認書類（運転免許証等）

※申請者が「父」で、窓口提出するのが「母」「祖父母」の場合等は、代理人による提出にあたりますので、③の書類もご用意ください。

6 申込みした内容の変更手続き

○申込みの内容に変更が生じた場合（就労先や就労時間の変更、就労内定から就労の変更、育児休業期間の変更、妊娠や家族構成の変更、転居等）は、速やかに保育課へ届け出てください。

○保育の必要性の認定基準を満たさなくなったときや、入園の意思がなくなったとき（幼稚園に入園した場合等）には、速やかに保育課まで「保育園等入園取り下げ願い」を提出してください。

○希望園を変更・追加する場合は、以下の提出期限までに保育課へ「希望保育園等変更願い」を提出してください。なお、4月入園（一次募集）につきましては、第一希望園を変更した場合でも、面接は変更前の第一希望園で受けていただきますのでご注意ください。

申請の種類	提出期限（※締切日必着）
令和9年4月入園（一次募集）	令和8年10月27日（火）まで
令和9年4月入園（二次募集）	令和9年 2月12日（金）まで
年度途中入園（5月入園以降）	各月の申込み締切日まで ※各月の締切は本冊子の裏表紙（最終ページ）参照

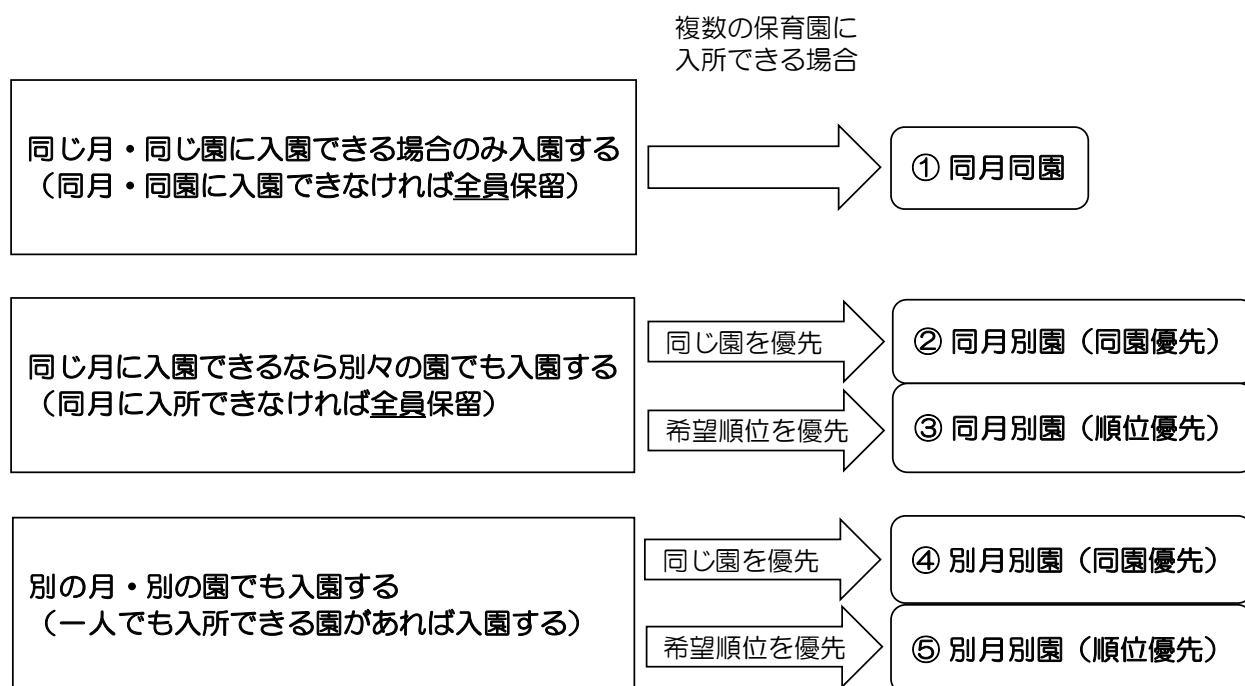
【ごあんない】電子申請について

入園申請は、国が運営するマイナポータルによる電子申請でもお手続きができます。
詳しくは、市のホームページをご確認ください。



7 複数の児童（兄弟姉妹）を同時に申込みする場合

教育・保育給付認定申請書兼保育利用申請書の裏面⑧「複数の児童を同時に申請している場合のみ」欄できょうだいの入所条件を選択してください。利用調整（選考）に大きく影響しますので、慎重にご検討のうえ記入してください。**新規入園の児童と転園申請の児童のきょうだいであっても同様に条件を選択する必要があります**



※「④ 別月別園（同園優先）」または「⑤ 別月別園（順位優先）」を選択し、一人しか入園できなかった場合でも、育児休業中の方は復職が必要になります。

＜選択肢ごとの利用調整の例＞

きょうだいで同時に申込みいただいた場合の利用調整は、児童ごとに利用調整を実施した後に、ご希望の選択肢に基づき再度調整いたします。以下は、選択肢ごとの利用調整の例になりますので、こちらも参考にしてください。

「① 同月同園」を選択した場合

（例１）

	兄		弟	
第１希望	A保育園	○	A保育園	×
第２希望	B保育園	×	B保育園	×
第３希望	C保育園	×	C保育園	×
↓ 選択肢による利用調整 ↓				
選考結果	保留		保留	

（例２）

	兄		弟	
第１希望	A保育園	○	A保育園	×
第２希望	B保育園	×	B保育園	×
第３希望	C保育園	×	C保育園	○
↓ 選択肢による利用調整 ↓				
選考結果	保留		保留	

「② 同月別園（同園優先）」を選択した場合

（例１）

	兄		弟	
第１希望	A保育園	○	A保育園	×
第２希望	B保育園	×	B保育園	×
第３希望	C保育園	×	C保育園	×
↓ 選択肢による利用調整 ↓				
選考結果	保留		保留	

（例２）

	兄		弟	
第１希望	A保育園	○	A保育園	×
第２希望	B保育園	×	B保育園	○
第３希望	C保育園	○	C保育園	○
↓ 選択肢による利用調整 ↓				
選考結果	C保育園		C保育園	

「③ 同月別園（順位優先）」を選択した場合

（例１）

	兄		弟	
第１希望	A保育園	○	A保育園	×
第２希望	B保育園	×	B保育園	×
第３希望	C保育園	×	C保育園	×
↓ 選択肢による利用調整 ↓				
選考結果	保留		保留	

（例２）

	兄		弟	
第１希望	A保育園	○	A保育園	×
第２希望	B保育園	×	B保育園	○
第３希望	C保育園	○	C保育園	○
↓ 選択肢による利用調整 ↓				
選考結果	A保育園		B保育園	

「④ 別月別園（同園優先）」を選択した場合

（例１）

	兄		弟	
第１希望	A保育園	○	A保育園	×
第２希望	B保育園	×	B保育園	×
第３希望	C保育園	×	C保育園	×
↓ 選択肢による利用調整 ↓				
選考結果	A保育園		保留	

（例２）

	兄		弟	
第１希望	A保育園	○	A保育園	×
第２希望	B保育園	×	B保育園	○
第３希望	C保育園	○	C保育園	○
↓ 選択肢による利用調整 ↓				
選考結果	C保育園		C保育園	

「⑤ 別月別園（順位優先）」を選択した場合

（例１）

	兄		弟	
第１希望	A保育園	○	A保育園	×
第２希望	B保育園	×	B保育園	×
第３希望	C保育園	×	C保育園	×
↓ 選択肢による利用調整 ↓				
選考結果	A保育園		保留	

（例２）

	兄		弟	
第１希望	A保育園	○	A保育園	×
第２希望	B保育園	×	B保育園	○
第３希望	C保育園	○	C保育園	○
↓ 選択肢による利用調整 ↓				
選考結果	A保育園		B保育園	

8 産前産後休業・育児休業の取扱いについて

育児・介護休業法に基づく育児休業を取得する（または取得している）場合の取扱いになります。以下のような場合は育児休業の取得要件に該当しません。

- ・自営業の育児休業取得
- ・育児休業終了までに労働期間が満了し、その後更新のないことが明らかである場合
- ・一度退職扱いとなり、1年後等に再雇用となる場合
- ・職場独自の育児休業制度による育児休業を取得した場合

（1）育児休業・育児休業給付金の支給期間延長について

○育児休業・育児休業給付金の支給期間延長の手続きは、勤務先やハローワークでおこないます。

手続きについては、勤務先やハローワーク等に事前のご確認をお願いします。

○支給期間延長の申請には1歳になる日の翌日に保育が実施されないことの証明書（入所保留通知書等）が必要となりますが、証明書の発行は、申込みをしており、かつ、審査の結果保留となった場合に限りますので、ご注意ください（育児休業期間を2歳まで再延長する場合も同様に、お子さんが1歳6か月になる月、またはそれ以前の入園申込み（年度内）をしている必要があります。）。P5に記載の入園申込み締切日をご確認いただき、申込みを忘れないよう十分ご注意ください。

○入所保留通知書は、最初の申請申込み月の分のみ郵送しており、翌月以降は送付いたしません。翌月以降に入所保留となったことの証明が必要な方は、保育課窓口で「入所状況証明書」を取得してください。「入所状況証明書」は、証明が必要な月の前月25日以降に保育課窓口で発行します。

○入所状況証明書を発行するには、入園申込みをして利用調整を受ける必要があります。申請は年度内のみ有効ですので、翌年4月以降の証明書が必要な場合は、新たに申込みが必要です。

例：8月分の入園申込みを行った場合、8月～翌年3月分まで発行することが可能です。

（利用調整が終了した月分まで）

入所希望月	4～7月	8月～翌年3月	翌年4月
発行可否	×	○	×

（2）育児休業を取得する（または取得している）方の保育利用について

◆育児休業中に入園申請をした場合

育児休業中に申込みをして入園が決定した場合、入園月の末日までに育児休業を終了して職場復帰
することが入園の条件となります。職場復帰しない場合は退園となります。

例：4月1日入園の場合、育児休業を4月30日までに終了し、5月1日に職場復帰しないと退園となります。

地域型保育事業の保育施設（小規模保育施設等）を卒園したお子さんが別の認可園に3歳児クラスで入園した際に、次子の育児休業を取得している場合は、育児休業を継続しながら在籍することができます。（ただし4月から入園申込みをしている必要があります）

◆上の子の在園中に、出産した下の子の育児休業を取得する場合

入園後に下のお子さんを出産した場合、在園中の児童の環境変化に配慮し、原則下の子の1歳の誕生日の月の末日まで、**下の子のための育児休業を取得しながら在籍することができます。**

○在園中のお子さんの在籍が認められる期間は、新たに生まれたお子さんが1歳に達する月の末日までとなっています。ただし、生まれたお子さんの1歳の誕生日の月の入所申込みを行い、入所できず育児休業期間を1歳6か月にまで延長した場合は、在籍が認められる期間も1歳6か月に達する月の末日まで延長することができます。

○生まれたお子さんの1歳6か月に達する月の入所申込みを行い、入所できず育児休業期間を2歳まで再延長した場合は、在籍が認められる期間も満2歳に達する月の末日まで再延長することができます。

○育児休業を取得するとき、育児休業を終了して復職するときには支給認定の変更申請が必要です。支給認定の変更申請の手続きについてはP19を参照してください。

○在園中の児童の環境の変化に配慮して育児休業の取得時における在園を認めているため、育児休業中の転園申請はできません（転園月の翌月1日までに復職する場合は申請できます。）。

◆上の子の入園前に下の子を出産し、育児休業を取得する場合

就労の事由で入園決定された方が、入園前の時点で下の子のための育児休業に入っている場合は、入園月の末日までに育児休業を終了し、入園月の翌月1日には職場復帰することが保育継続の要件となります。職場復帰しない場合は退園となります。

例1：4月1日入園の場合、下の子のための育児休業を4月30日までに終了し、5月1日に職場復帰しないと退園となります。

就労の事由で入園決定された方で、入園後に下の子のための育児休業に入る場合は、下の子の育児休業を取得しながら在籍することができます。

在籍できる期間は、◆上の子の在園中に、出産した下の子の育児休業を取得する場合と同様です。

例2：4月1日入園で、下の子が2月3日の出産の場合、4月1日から育児休業期間となり、下の子の育児休業を取得しながら在籍することができます。

（産後休業（産後8週まで）が3月31日で終了し、4月1日から育児休業に入るため）

例3：4月1日入園で、下の子が2月2日以前の出産の場合、下の子の育児休業期間に入ってから入園となるため、5月1日には職場復帰することが保育継続の要件となります。

（産後休業（産後8週まで）が3月30日以前で終了し、4月1日より前から育児休業に入っているため）

9 川越市外の方が川越市内の保育施設を希望する場合

川越市外にお住まいで、川越市内の保育施設を希望する場合は、次のとおり申請してください。

対象となる方	申込	申請方法
①川越市へ <u>転入予定の方</u>	○	入園月の前月末日までに川越市に転入予定の方は、川越市民とみなして審査します。 <u>川越市に直接お申込み</u> ください。 ※詳しくは、 <u>＜①川越市への転入予定がある方＞</u> を参照。
②川越市へ <u>転入予定がない方</u> (川越市内にお勤めの方)	△	6月募集(年度途中)以降の入所に限り受け付けます。 <u>お住まいの自治体の担当窓口から申込み</u> となります。 ※詳しくは、 <u>＜②川越市への転入予定がない方＞</u> を参照。
③上記以外の方	×	川越市民が優先となりますので、入所できません。

＜①川越市への転入予定がある方＞

- 対象となる方 入園月の前月末日までに川越市に転入予定があり、申込み締切日までに以下の「必要書類」がすべて提出できる方
- 申込み受付場所・締切日 P5 『2 申込みの受付について』を参照してください。
- 必要書類(市のホームページよりダウンロード可能)

全員が提出する書類	
☐	P7～8『5 申込みに必要な書類』
☐	転入誓約書
☐	転入先のわかる書類(建物の売買契約書の写し・賃貸借契約書の写し・同居同意書等) ※建物の売買契約書の写しは、引き渡し予定日が入園希望月の前月の末日までのもの ※祖父母等の自宅で同居予定の場合は同居同意書
該当者のみ提出する書類	
☐	65歳未満の祖父母と同居の場合(川越市へ転入後に同居予定の場合を含む) 対象となる祖父母の保育が必要な旨の証明
☐	申請児童またはそのきょうだいが保育園等に在園している場合 在園証明書(提出なしの場合、指数表の加点対象となっても適用せず審査を行います。)

※転入誓約書・転入先のわかる書類により転入予定が確認できる場合は、川越市民とみなして審査します。

※入園希望月の前月の末日までに、川越市への転入手続きと川越市役所保育課での申請手続きが必要になります。手続きが完了しない場合、入園決定していても入園が取り消しとなりますのでご注意ください。

＜②川越市への転入予定がない方＞

次の要件にすべて該当する場合に限り、利用調整を行います。(要件に該当しない方は、入所できません。)

- 対象となる方 ・保護者(父母)のいずれかが川越市内の事業所に勤務している方
- 対象となる施設 ・公立保育園を除く保育施設の1歳児クラス以上
・入所希望月を含む直近3か月間の募集人数に連続して3人以上の空きがあり、かつ、その月の川越市民の入所調整を終えた後でも空きがあるクラス
- 利用できる期間 ・6月募集(年度途中)以降の入園のみ、審査の対象となります。
※4・5月募集は川越市民が優先となりますので、入所できません。
・入所後は川越市内に在勤である限り就学前まで利用可能です。
※ただし、勤務地が川越市外になった場合、その年度の末日で退園となります。
- 必要書類 ・P7～8『5 申込みに必要な書類』
・川越市外に在住する方の申請に関する誓約書
・65歳未満の祖父母と同居の場合、対象の方の保育が必要な旨の証明

※対象となる施設につきましては、空き状況表と併せて毎月市のホームページで公表いたします。
入所希望月によっては利用調整できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

10 川越市民の方が川越市外の保育施設を希望する場合

川越市民の方が、川越市外の保育施設を希望する場合は、次のとおり申請してください。

対象となる方	希望する園	申請方法
①川越市外へ 転出予定の方	転出先の自治体にある保育施設を希望する場合	入園月の前月末日までに川越市外に転出予定の方は、 転出先の自治体に直接お申込み ください。 ※申込み方法や締切日は自治体によって異なります。対象の自治体にご自身で確認のうえ、お申込みください。
	上記以外の場合	川越市を通しての申込み （川越市役所から希望先の自治体に申請書を回付する対応）となります。 ※以下、 ＜川越市を通して申込む方へ＞ をご覧ください。
②川越市外へ 転出予定がない方	—	

＜川越市を通して申込む方へ＞

市外の保育施設を、川越市を通して申込む場合は、次のとおり受け付けます。

申込みの方法や締切日、必要書類、入園条件等は自治体によって異なりますので、希望する保育施設のある自治体に必ずご自身で確認の上、川越市へお早めにお申込みください。

＜注意＞ 転出先自治体の保育施設を希望する方は、転出先自治体に直接申込みとなるため、本対応は不要です。

●申込み受付場所・締切日

○4月入園

川越市内の保育園等への入園申込みと同様の期間・場所で受け付けます。（P5 ○一次募集 参照）
ただし、川越市の4月入園申込み受付期間より前に締切となる自治体へ申込みされる場合は、**その自治体の締切の1週間前まで**に、川越市役所保育課へ直接必要書類をお持ちください。

○年度途中（5月以降）入園

希望する保育施設のある自治体の申請申込み締切日をご確認いただき、**その自治体の締切の1週間前まで**に川越市役所保育課へ直接必要書類をお持ちください。

●必要書類 希望先自治体が指定する書類（※ご自身で希望先自治体へ確認し、ご用意ください。）

●注意事項

- ・川越市外の保育施設の申込みに関してのお問合せ・追加の書類の提出（就労証明書等）の際は必ず申込みする市区町村名と**締切日**をお伝えください。
- ・入園の審査における利用調整の基準は自治体によって異なり、大半の自治体ではその自治体の住民が優先です。そのため、申し込む自治体への転入予定がない場合、入園が難しい場合があります。（利用調整の基準等は、その自治体へお問い合わせください）
- ・川越市在住で他自治体の施設に通う場合、入所承諾の期間は年度末までとなります。翌年度以降も継続してその施設の利用を希望する場合は、**毎年継続申請を改めて行う必要があります。**
- ・審査の結果は、希望先自治体より通知が届き次第、郵送いたします。
複数の自治体の保育施設を希望している場合は、すべての自治体からの回答がそろい次第、結果を郵送しますので、ご連絡が遅くなる場合があります。
- ・複数の自治体の保育施設が承諾となった場合、希望順位の高い保育施設へ入園が決定します。

1.1 転園について

入園後に他の保育園等へ転園を希望することができます。**各月の申込み締切日**（P5 参照）までに下記必要書類をご提出ください。郵送の場合はP6 **《郵送時の注意点》**を必ずご確認ください。

●必要書類

提出書類	① 転園申請書 ② 児童健康票 ③ 保育が必要な旨の証明書（児童の父母それぞれ、及び65歳未満の同居祖父母） ④ その他該当者のみ提出する書類 ※③④についてはP7・8【5 申込みに必要な書類】参照
受付方法 受付期間	P5【2 申込みの受付について】参照

●注意事項

- 転園決定となった場合、原則転園前の保育園等に戻ることは出来ませんので、充分ご検討の上申込みしてください。
- 育児休業中の転園申請はできません（転園月の翌月1日までに復職する場合は申請できます。）。
- 転園の場合も、お子さんの状況に合わせ、ならし保育をおこなうことがあります。
- 既に令和8年度の転園を申し込まれている場合でも、新たに令和9年度の申請が必要です。
- **4月一次募集につきましては、面接は実施しません**（4月二次以降は面接が必要です）。
- その他注意事項に関しては、P6【3 利用調整について】・【4 申込みに際しての注意】をご確認ください。

1.2 希望保育園等変更願いについて

すでに保育利用申請または転園申請書を提出済みの方が、希望する保育施設等の変更をする場合は、「希望保育園等変更願い」を提出してください。**各月の申込み締切日**（P5 参照）までにご提出ください。郵送の場合はP6 **《郵送時の注意点》**を必ずご確認ください。

受付方法	①郵送 ②窓口 ③ホームページまたは下記 QR コードから電子申請 ※電子申請は、毎月5日頃の保育園等の空き状況（募集人数）の掲載開始に合わせて、翌月募集分の受付を開始します ※市外の保育施設を含む変更の場合は電子申請不可
受付期間	P5【2 申込みの受付について】参照



希望保育園等変更願いについてはこちらからご覧ください。

(<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/kosodate/azukeru/1004356/1004364>)

川越市ホームページ > 子育て・教育 > あずける（保育等） > 保育 > 希望保育園等変更願い



よくあるご質問 ①

Q 令和8年度中の申込みと併せて令和9年4月申込みもすることはできますか？

A 可能です。ただし、令和8年度中に入園が決定した場合は令和9年4月入園申込みを取り下げていただく必要がございますので、速やかに「保育園等入園取り下げ願い」をご提出ください。

Q 「就労」について、月64時間以上とは休憩時間を含めた時間ですか？

A 休憩時間を除いた時間です。「就労」の認定は、休憩時間を除いた就労時間が月64時間以上であることが条件となりますので、月64時間を下回る場合は「求職活動」の扱いになります。

Q 入園申込みの締め切りに就労証明書の提出が間に合わないときはどうすればいいですか？

A 「求職活動」として受け付け、利用調整を行います。締め切り後に就労証明書を提出いただいた場合には、その次の利用調整から反映いたしますので、速やかにご提出ください。

例：・5月10日に就労証明書が間に合わない→6月入園の利用調整では「求職活動」扱い
・5月20日に就労証明書を提出→7月入園の利用調整から「就労」扱い

Q 利用調整で保留になった場合、保留通知書は毎月もらえますか？

A 保留通知書は、最初に申請をいただいた月の利用調整で保留になった場合のみ送付し、翌月以降の利用調整で引き続き保留になったとしても送付いたしません。

最初に申請をした月以降に保留になったことの証明書が必要な方には「入所状況証明書」を発行しますので、証明が必要な月の前月25日（土日祝日の場合、翌開庁日）以降に保育課へお越しください。

Q 就労内定の時点で申請しましたが、就労を開始しました。何か手続きは必要ですか？

A 就労証明書について、就労証明書右上の証明日が雇用開始日よりも前になっている場合、就労内定として利用調整を行います。就労開始後、証明日が雇用開始日より後の日にちになっている就労証明書を提出いただくことで、内定から就労に変更します（利用調整の指数が変更されます）。

雇用開始日を過ぎても自動的に変更されることはありませんので、必ず就労証明書を提出してください（入園申請中であることをメモ等でお知らせください）。

例：・証明日…10月15日 雇用期間（開始）…10月1日 ⇒ 就労中
・証明日…10月15日 雇用期間（開始）…11月1日 ⇒ 就労内定

Q 入園申込みをしましたが入園できませんでした。翌月も申込みをする必要がありますか？

A 一度申込みをして入園できなかった（保留になった）方については、自動的に翌月以降も利用調整を継続します。ただし、希望保育園の変更や就労証明書等の差し替え、申込みを取り下げる等の希望がある方は、申込み締め切り日までに必要書類を提出してください。

申込みは年度内に限り有効なものであるため、翌年4月以降の申込みは別途必要です。

Ⅲ. 入園してから

1 保育時間について

○ならし保育（はじまり保育）

集団生活に慣れるまでの間（概ね1週間から4週間程度）は、ならし保育として保育時間が短縮されます。入園日から通常の保育時間の利用はできませんので、育児休業からの復帰のタイミング等を熟慮ください。具体的な日程は園で児童の様子を見ながら判断します。

○時間外（延長）保育について

保育時間の延長を希望する場合は、直接各園にご相談ください。

2 保育実施期間について

保育の実施期間は小学校就学前まで（小規模保育施設・事業所内保育施設は2歳児クラスまで）希望できます。ただし、毎年度ごとに更新の手続きが必要となります。

また、申込みの事由によって下記のとおり実施期間に期限があります。

申請事由	期間や注意事項
就労(育児休業中)	入園月の翌月1日までに職場に復帰できない場合は退園となります。復帰後、入園月の翌月の月末までに復職証明書を提出してください。
求職活動	入園月の翌々月の10日までに新しい勤務先から取得した就労証明書を提出しないと入園月の翌々月の末日で退園となります。
内定・就学予定	入園月の末日までに勤務・就学を開始しないと退園となります。入園月の末日までに就労証明書・在学証明書および授業のカリキュラム等を提出してください。
妊娠・出産	産前6週が含まれる月の1日から産後8週が含まれる月の末日までが実施期間となり、実施期間終了後は退園（別の事由に切り替えての継続利用不可）となります。

※就労等の最低基準（月64時間以上）を下回る場合や、保育の必要性が確認できない場合は退園となります。

※育児休業中の方が職場復帰した場合や求職活動中の方に勤務先が決まった場合等は、別途支給認定の変更手続きが必要です。詳しくはP19をご確認ください。

※妊娠・出産で申込みをされた方は、実施期間終了後は、期間の延長及び別の事由に切り替えての継続利用はできず退園となります。実施期間終了後に、就労や求職活動等で保育の利用を希望する場合、退園後に新たな申請事由で再度申込みをしていただくことになります。

※原則、連続で3か月登園がない場合は退園となります。

3 家庭状況等に変更があった場合の手続き

(1) 住所・氏名等に変更があったとき

◆川越市内で転居したとき・氏名が変わったとき（離婚・婚姻等）

提出書類	支給認定証申請内容変更届（様式第13号（第13条関係））
提出期限	変更次第、速やかにご提出をお願いします。
提出先	保育課（通っている保育施設でも可）

※離婚・婚姻をされた場合は保育料等の金額が変更となる場合がありますので、保育課までご連絡ください。

◆川越市外に転出するとき

提出書類	退園届
提出期限	転出予定日が決まり次第、速やかにご提出をお願いします。
提出先	通っている保育施設

川越市の保育園等に引き続き通うことを希望していても退園届を提出してください。なお、転出先の市区町村で転入手続き後に入園申込みが必要になります。

※転出先の市区町村で手続きをすることで、公立園は年度内（3月末）まで、私立園は父母どちらかが川越市に在勤の場合は就学前（卒園）まで、在勤でない場合は年度内（3月末）まで引き続き通うことができます。

(2) 家庭の状況等に変更があったとき

◆妊娠がわかったとき

提出書類	母子健康手帳の写し（表紙・出産予定日が明記されたページ）
提出期限	速やかにご提出をお願いします。
提出先	通っている保育施設

◆家族構成に変更があったとき

離婚や引っ越しに伴う祖父母の増減等、世帯員の増減等により保育料等が変更になる場合がございますので、保育課までご連絡ください。

◆税の修正申告や更正があったとき

保育料等が変更になる場合がございますので、保育課までご連絡ください。

(3) 保育が必要な状況が変わるとき

◆勤務先の情報や勤務形態に変更があったとき（就職・転職等）

提出書類	就労証明書（新しい勤務先・勤務形態等の情報が記載されたもの）
提出期限	変更次第、速やかにご提出をお願いします。
提出先	保育課（通っている保育施設でも可）

保育を必要とする事由に変更がある方（求職中で就職した方等）や、保育必要量（保育標準時間・保育短時間）や期間等、支給認定証の記載事項に変更が必要な方については、別途、支給認定の変更手続きが必要です。詳しくはP19をご確認ください。

◆退職したとき

退職した場合は、継続して保育施設を利用するための手続きが必要になりますので、退職月の25日（土日祝日の場合、その前開庁日）までに保育課窓口にお越しいただくようお願いいたします。手続きにつきましては、P19をご確認ください。手続きがない場合、退園となる場合があります。

退職後、翌月中に就労を開始する転職先が決まっている場合は、保育課窓口での手続きは不要です。**◆勤務先の情報や勤務形態に変更があったとき（就職・転職等）**に記載のとおり、手続き（就労証明書の提出、支給認定の変更）を行ってください。

◆育児休業を取得するとき・育児休業を終了して復職するとき

支給認定の変更手続きが必要です。詳しくはP19をご確認ください。

4 支給認定（保育必要量や期間等）の変更手続きについて

保育必要量（保育標準時間・保育短時間）や期間、保育を必要とする事由等、教育・保育給付認定（支給認定）の記載事項に変更が必要な場合は、次のとおり手続きが必要です。

対象者	(1) 求職中の方が就職する、または就労中の方が退職する場合（ 必須 ） (2) 就労時間の増減に伴い、保育必要量を変更する場合 ※120時間未満の就労でも、勤務時間帯等により常時延長保育になる場合は、標準時間認定への変更が可能です。（残業等、日によって異なる場合は変更できません。） (3) 就労事由で認定されている方で、在園中に雇用期間満了を迎える場合 (4) 育児休業を取得する、または育児休業を終了して復職する場合（詳細は下記参照） (5) その他の理由で変更を希望される場合（保育課までご相談ください）		
必要書類	① 教育・保育給付認定変更申請書（様式第8号（第9条関係）） ② 保育が必要な旨の証明書（発行から3か月以内のもの）→P7 参照 ③ 委任状（※代理人による提出の場合のみ。）		
提出日	変更希望する月の 前月25日 まで（ 土日祝日の場合、その前開庁日まで ） ※（1）の求職中で入園された方は 入園月の翌々月の10日 まで	提出先	保育課 （通っている保育施設でも可）

よくある変更手続き例

（1）第1子の在園中に第2子の育児休業を取得する場合

育休取得時の保育必要量は、育休を取得する月の翌月（1日から取得の場合は当月）から短時間認定となります。（希望があれば産休期間から短時間認定へ変更することも可能です）

上記の必要書類**②**は就労証明書（産休、育休期間が記入されたもの）となりますので、必要書類**①**と一緒に前月25日（土日祝日の場合、その前開庁日）までにご提出ください。

（例）4月20日から育児休業を取得…5月から育児休業（保育短時間）への認定変更が必要
 → 4月25日までに **①** 教育・保育給付認定変更申請書 と **②** 就労証明書 を提出

（2）在園中に取得した育児休業を終了して復職する場合

復職する月の1日から就労事由へ変更する必要があります。

必要書類**②**は復職証明書になりますが、復職後1か月以内に提出する書類となりますので、認定変更手続き時は必要書類**①**のみご提出ください。（**①**の余白に、「復職証明書は後日提出」等お書きください）

（例）5月15日から復職予定…5月から就労（保育標準時間 or 短時間）への変更が必要
 → 4月25日までに **①** 教育・保育給付認定変更申請書 を提出し、復職後1か月以内に **②** 復職証明書 を提出

(3) 退職した場合

就労事由の方が退職した場合は、支給認定証の有効期間が退職した月(※)の翌月から3か月間に変更となります。3か月目の10日までに ①教育・保育給付認定変更申請書 と ②就労証明書等 が提出されない場合は原則退園となります。

なお、退職後、翌月中に就労を開始する転職先が決まっている場合は、転職先の就労証明書のみを保育課または保育施設にご提出ください。

※「認定変更の手続きをした月」ではありませんのでご注意ください。

(例) 5月26日に退職する場合(認定期間: 6月1日～8月31日まで)

- ① 就労から求職活動への変更(提出期限: 5月25日まで)
 - ① 教育・保育給付認定変更申請書 と ② 就労誓約書 を提出
- ② 求職活動から就労への変更(提出期限: 8月10日まで、ただし就職が決定次第提出)
 - ① 教育・保育給付認定変更申請書 と ② 就労証明書 を提出

※個人番号(マイナンバー)の取り扱いについて

教育・保育給付認定(支給認定)の変更申請に関する書類には、マイナンバーの記入が必要となりますが、入園申請等で保育課にてマイナンバーの確認ができている場合は記入する必要はありません。

マイナンバーを記入した場合は、マイナンバーおよび身元確認のため、各種書類が必要になりますので、P8のご案内に沿って書類の準備をお願いします。

なお、保育施設を経由して、保育課にマイナンバーを記入した書類を提出する場合は、必要書類と身元確認書類の写しを封筒に入れてご提出ください。

5 給食について

○すべての園で給食を提供しています。

○年に数回、お弁当の日がある園もあります。

○食物アレルギーについては医師の診断書等に基づき除去食対応等をしておりますが、園によって対応が異なりますので事前に各園に確認してください。

○3歳児クラス以上については給食費がかかります。

6 退園について

退園する場合は退園日が決まり次第速やかに退園届を保育園等に提出してください。原則、遡っての退園はできませんので、退園日までの日程に余裕を持ってご提出ください。退園日によって保育料は日割り計算します。

よくあるご質問②

Q 「求職活動」で入園をして、期限内に就職ができなかったときは退園になりますか？

A 「求職活動」で入園して、入園月の翌々月の10日までに勤務先の就労証明書（月64時間以上（休憩時間除く））を提出できない場合には、**入園月の翌々月末日で退園となります。**

就労先が決まりましたら、速やかに必要書類のご提出をお願いいたします。必要書類および提出期限につきましては、P19をご覧ください。

例：4月1日に入園して、6月10日までに就労証明書を提出できない場合、6月末で退園です。

Q 仕事を辞めたときは、どのような手続きが必要ですか？

A 「就労」で保育施設を利用している方が退職した場合、**認定内容を「求職活動」へ変更する必要がありますので、以下の書類を退職する月の25日（土日祝日の場合は、前開庁日）までにご提出ください。**

＜必要書類（保育課または利用している保育施設へ提出）＞

- ① 教育・保育給付認定変更申請書（様式第8号）
- ② 就労誓約書

なお、求職活動で保育園等を利用できる期間は、退職した日の属する月の翌月から起算して翌々月の末日までとなりますので、新しい就労先が決まった場合には、速やかに書類をご提出ください。必要書類および提出期限につきましては、P19をご覧ください。

例：5月15日に退職→6月1日～8月31日まで「求職活動」で利用可能

Q 「妊娠・出産」で入園した場合、いつまで在園できますか？

A 「妊娠・出産」で入園した児童は、産後8週が含まれる月の末日まで在園できますが、その後**別の事由に変更して在園することはできません。**そのため、在園期間終了後に保育施設の利用を希望する場合には、一度退園していただき、改めて入園の申請をしていただく必要があります。

Q 第1子の在園中に第2子の育児休業を取得しています。転園申請はできますか？

A 在園中の児童の環境の変化に配慮して育児休業の取得時における在園を認めているため、原則育児休業中の転園申請はできません（**転園月の翌月1日までに復職する場合は申請できます。**）。

Q 1か月の就労時間が120時間未満ですが、保育標準時間の認定を受けられますか？

A 1か月あたりの就労時間が120時間（休憩時間除く）に満たない場合、原則は保育短時間の認定となりますが、始業時間、終業時間等の都合により毎日延長時間の保育が必要になってしまう場合には、保育標準時間の認定を受けることが可能な場合があります。ただし、残業等日によって異なる場合には認められませんので、ご注意ください。

また、保育標準時間の認定を受けた場合であっても、**必ずしも最大の時間を利用できるわけではなく、保育が必要と認められる時間でのご利用になりますので、実際の利用時間については、利用する保育施設と調整をお願いいたします。**

Q 仕事の有期雇用の場合、契約更新に関して手続きは必要ですか？

A 提出いただいた就労証明書の雇用期間が有期となっている場合、支給認定の期間は雇用期間の終了日が属する月の末日までとなります。契約を更新する場合は、P19をご覧ください必要書類を提出してください。

Q 認定変更申請書に添付する就労証明書は、以前作成したものを使用してもいいですか？

A 就労証明書右上の証明日が変更申請書を提出する日から遡って3か月以内のものであれば、認定変更手続きに使用できます。ただし、3か月以上前に作成されたものや現在の就労状況と異なるものについては使用できませんので、新しい就労証明書を作成してご提出ください。

IV. 保育料について

1 保育料について

- 保育園をご利用の場合は市で、認定こども園・地域型保育施設をご利用の場合は各施設で徴収します。
- 保育料は保護者の市民税所得割額や世帯状況等に応じて決定します。

また、令和9年度（令和8年收入）市民税の賦課情報に基づき、9月に保育料額の切替を行います。

- 3～5歳児クラスの保育料は、令和元年10月より、無料となりました。

ただし、給食費、時間外（延長）保育料、行事費等は、保護者の負担となります。

- 0～2歳児クラスの給食費は、保育料に含まれるため別途徴収はありません。

2 保育料の納入

口座振替による納入にご協力ください

保育園の保育料の納入は、原則口座振替となります。

毎月末日が口座振替日になります。土日・祝祭日の場合は翌営業日の口座振替となります。

各施設が徴収する費用の支払期限・支払方法は入園決定後、各施設へお問い合わせください。

公立保育園	保育料	給食費	時間外（延長）保育料
0～2歳児クラス	口座振替	—（保育料に含まれる）	口座振替
3～5歳児クラス	—（無償）	口座振替	
私立保育園			
0～2歳児クラス	口座振替	—（保育料に含まれる）	各施設で徴収
3～5歳児クラス	—（無償）	各施設で徴収	
認定こども園・地域型保育施設			
0～2歳児クラス	各施設で徴収	—（保育料に含まれる）	各施設で徴収
3～5歳児クラス	—（無償）	各施設で徴収	

3 保育料の決定方法

- 保育料は世帯の市民税所得割額を合算した額によって決まります。

令和8年度	令和9年度		令和10年度
9月分～翌年3月分	4月分～8月分	9月分～翌年3月分	4月分～8月分
令和8年度（令和7年收入）の市民税で算定		令和9年度（令和8年收入）の市民税で算定	

- 保育料の算定は原則その入所児童と同一の世帯に属して、生計をひとつにしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る）の市町村民税額の合計額により行われます。

- 保育の必要量に応じて、「標準時間認定」と「短時間認定」の2区分の保育料が設定されます。

- 認可保育園は経営主体（公立、私立）が異なっても保育料は同じです。

※給食費、時間外（延長）保育料、実費徴収に係る費用（日用品、文房具等の購入に要する費用等）は園ごとに料金が異なります。詳しくは、各園にお問い合わせください。

- 階層と保育料については保育料額表（P23）をご参照ください。

- 年度途中において税の修正申告や更正があった場合には、直ちにその控えを保育課まで提出してください（提出のあった翌月から変更を行います）。

- 結婚や離婚等、世帯構成に変更があり保育料の算定対象者に変更が生じる場合は、速やかにご連絡ください（ご連絡のあった翌月から保育料の変更を行います）。

- 保育料の変更は原則遡って行いませんのでご注意ください。

【注意事項】

※毎月1日現在に児童が在園している場合、その月の分の保育料を納めて頂きます。登園していなくても退園の手続きをしていないと保育料は発生します。

保 育 料 額 表

各月初日の当該子どもが属する世帯の階層区分			保育料額（単位：円/月額）		
階層	定義		0～2歳児クラス		3～5歳児 クラス
			保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護世帯等		0	0	0 <

※保育料算定所得割は、住宅借入金等特別税額控除・配当控除・外国税額控除・寄附金税額控除等適用前の所得割額を用います。
 ※政令指定都市で課税されている方（政令市からの転入者等）は、税制改正に伴い市民税所得割の税率が8%で算定されておりますが、保育料算定所得割では税源移譲前の税率（6%）に換算した額を用います（都道府県から政令指定都市への税源移譲に伴う特例）。

※保育料額が0円（無償）となるのは、3歳になった月からではなく、3歳児クラスからです。

○保育料を算定するために必要な書類

保育料の算定にあたり、次のいずれかに該当される方は、別途書類の提出が必要となる場合があります。

① 川越市以外で住民税が課税されている方で、申込み時マイナンバー確認ができていない方

「令和8年度市民税・県民税課税（非課税）証明書」を提出いただく場合があります。

（令和8年1月1日時点の住民登録をしていた市町村で発行されます。）

※【9月分から翌年3月分までの保育料について】

令和9年度住民税が他市で課税されている方は、同様に「令和9年度市民税・県民税課税（非課税）証明書」についても後日提出が必要となる場合があります（令和9年6月以降発行可能）。

② 未申告の方

市・県民税額が未確定の方は、至急申告を済ませてください。※

③ 海外赴任の方や海外から転入された方

海外在住、川越市転入前が海外等で日本に住所がなかった方は、令和7年中（9月分から3月分までの保育料について令和8年中）の日本国外での総収入がわかる書類（日本語訳したもの）を添付してください。国内での所得があった場合は、その所得についての書類も併せて添付してください。

【注意事項】

※税の申告が未申告の場合、保育料は最高額で仮決定されますのでご注意ください。

※父母のいずれかが、生計中心者の扶養に入っている場合、双方の税書類の提出も必要になります。

※祖父母が家計の主宰者である場合には、その方の分も必要です。

※正当な理由なく保育料を滞納すると、電話による催告やご自宅、保育園への訪問等のほか、児童福祉法第56条第6項及び第7項または子ども・子育て支援法附則第6条第6項に基づく、地方税がその例とする国税徴収法第47条第1項第1号の規定により、財産を差し押さえる場合があります。

4 保育料の減額・免除について

次のいずれかに該当する場合、保育料の減額・免除を行います。

(1) 多子世帯に対する減免

◆多子世帯の第3子以降

3人以上の子どもが原則として同居、生計をひとつにしている場合は、第3子以降の児童の保育料を無料とします。

市民税所得割額	提出書類	減免内容
所得の制限はありません。	※P25の図とおり	第3子以降免除（無料）

※こどもの年齢制限はございません(例、中学生であっても第1子としてカウントします)。

◆小学校就学前の兄・姉がいる第2子

入園児と同一世帯の兄または姉（小学校就学前）が、幼稚園、認可保育園、企業主導型保育施設、障害児通園施設等を利用している場合、第2子（入園児）にかかる保育料を軽減します。

市民税所得割額	提出書類	減免内容
所得の制限はありません。	※P25の図のとおり	第2子半額

※兄または姉が就学前の場合に限ります（例、兄が小学生の場合対象になりません）。

◆年収360万円未満相当の世帯の第2子

市民税所得割額	提出書類	減免内容
57,700円未満 (C階層からD4階層の一部)	不要	第2子半額

※こどもの年齢制限はございません(例、中学生であっても第1子としてカウントします)。

(2) 要保護世帯に対する減免

◆年収360万円未満相当の要保護世帯等（ひとり親世帯、障害児（者）のいる世帯）

市民税所得割額	提出書類	減免内容
77,101円未満 (C階層からD6階層の一部)	原則不要	免除（第1子から無料）

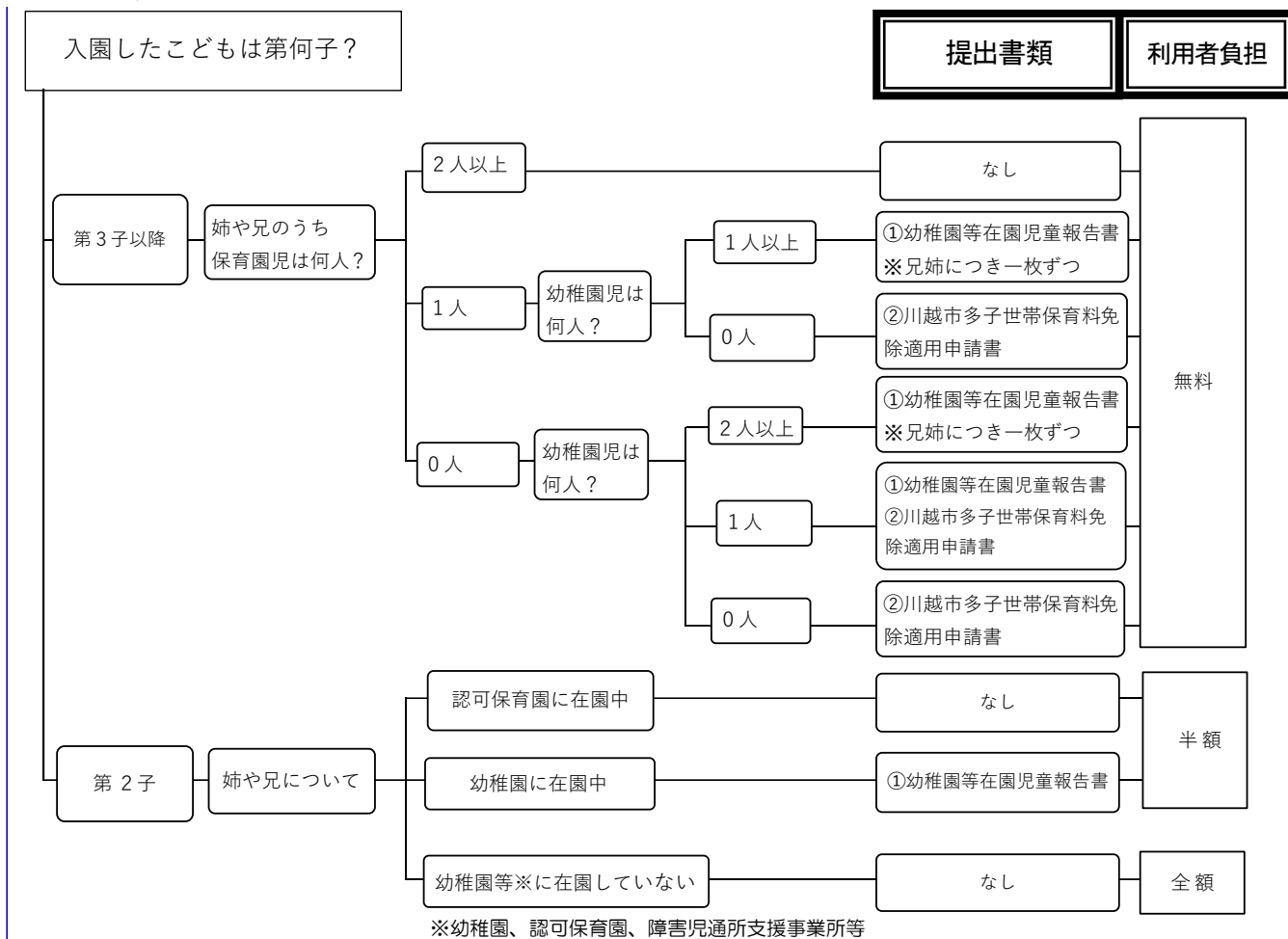
※同一世帯に障害児（者）のいる世帯は障害者手帳等の写しをご提出ください。

(3) 特別の理由があるときの減免

次のような場合に、保育料が減額されることがあります。該当と思われる方は、お早めに保育課までご相談ください。

- ・解雇・倒産・傷病等により収入が著しく減少した場合
(※育児休業や自己都合退職・転職等は対象になりません。)
- ・災害等により損害を受けた場合
- ・子どもの入院・傷病による長期の休園で、保育園を1日も利用しなかった月がある場合

<多子世帯減免を受けるための提出書類>



5 給食費について

3～5歳クラスの給食費（主食費および副食費）は、それぞれ次のとおりです。
 なお、0～2歳児クラスの給食費は、保育料に含まれるため別途徴収はありません。

	主食費	副食費
公立保育園	700円/月	4,500円/月
公立保育園以外	各保育施設で設定	各保育施設で設定

6 給食費の免除について

次のいずれかに該当する場合は、給食費のうち副食費が免除になります。

なお、副食費の免除は遡って行いませんのでご注意ください。

- ① 年収360万円未満相当の世帯（※保護者の住民税額で判定します。）
 - ↳ 両親世帯 の場合 …… 市町村民税所得割額が57,700円未満
 - ↳ ひとり親世帯 または 障害児（者）がいる世帯 の場合
 …… 市町村民税所得割額が77,101円未満
- ② 多子世帯の第3子以降（※小学校就学前こどもを第1子とカウントします。）
 ※就学前の兄弟が2名以上いる場合に限り（例、小学生の兄から数えた第3子は対象外）。
 ※世帯年収の制限はございません。

よくあるご質問③

Q 保育料等はいつの所得に応じて決まるのですか？ また切替時期はいつですか？

A 令和8年9月～令和9年8月分に関しては令和8年度（令和7年收入）の市民税額、
令和9年9月～令和10年8月分に関しては令和9年度（令和8年收入）の市民税額に応じて
算定いたします。
よって切替時期は9月になります。

Q 保育料等の口座登録をした場合の引き落とし時期はいつですか？

A 保育料は、当月末日が口座振替日になり、給食費は、翌月末日が口座振替日になります。なお、月
末日が土日・祝祭日の場合は翌営業日の口座振替となります。
例：7月分の保育料（6月分の給食費）の引き落とし日は、7月31日が土曜日のため、8月2日
の月曜日になります。
※認定こども園・地域型保育施設に関しては、園によって支払い方法が異なりますので園に直接お
問い合わせください。

Q 保育料が無償になるのはいつからですか？

A 3歳児クラスからになります。（4月1日時点で「3歳」のクラスから）
※3歳になった月からではありません。

Q 保育料や給食費の支払先はどこですか？

A 公立保育園の場合は、保育料、給食費いずれも川越市にお支払いいただきます。
私立保育園の場合は、保育料は川越市に、給食費は法人へお支払いいただきます。
認定こども園・地域型保育施設の場合は、保育料、給食費いずれも法人へお支払いいただきます。
詳細はP22をご覧ください。

Q 保育料の支払いが遅れてしまったのですが、どうすればよいですか？

A 保育課へご相談ください。
なお、滞納額が高額になる場合は、支払い計画等について速やかにご相談ください。
正当な理由なく保育料を滞納すると、電話による催告やご自宅、保育園への訪問等のほか、財産
を差し押さえる場合があります。

Q 小学生の姉と認可保育園に通っている弟がいます。弟の保育料は減免されますか？

A 第2子の減免は、兄または姉（小学校就学前）が、幼稚園、認可保育園、障害児通所支援事業所
等を利用している場合に適用されるため、小学生のきょうだいが1人だけの場合は対象外です。
きょうだいの人数、年齢によって減免の適用条件が異なりますので、P24・P25をよくご確認ください。

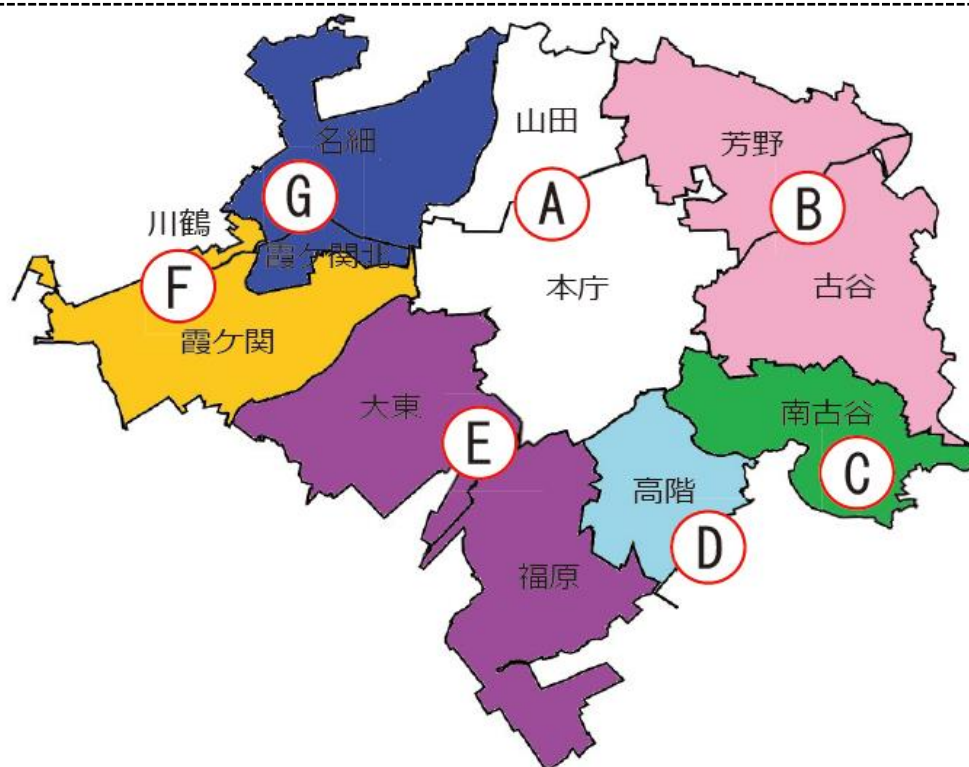
V. 保育施設・その他保育事業について

1 川越市の認可保育施設一覧

※開所時間に変更になる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

※一部の園で土曜共同保育（土曜日は他園の児童と一緒に保育を実施。土曜日は別の園に行っていた場合もございます。）を実施します。令和9年度の実施状況はP33・P34をご確認ください。今後実施する園が変更になる可能性もありますのでご了承ください。

※事業所内保育施設の定員の上段は全体の人数、下段の（ ）内は地域枠の人数です。



㊤ 本庁地区、山田地区

区分	施設名	定員	入園年齢	所在地	電話	開所時間	標準時間	短時間
公立	中央保育園	90	8か月	小仙波町2-49-11	222-2661	月～金	7:00～19:00	7:30～18:30
						土	7:00～18:30	8:30～16:30
	仙波町保育園	90	8か月	仙波町2-21-19	222-2569	月～金	7:00～19:00	7:30～18:30
						土	7:00～18:30	8:30～16:30
	神明町保育園	120	8か月	神明町64-4	222-2776	月～金	7:00～19:00	7:30～18:30
						土	7:00～18:30	8:30～16:30
	小室保育園	80	8か月	小室309-2	242-2095	月～金	7:00～19:00	7:30～18:30
						土	7:00～14:00	8:30～14:00
	脇田新町保育園	100	8か月	脇田新町18-9	242-7564	月～金	7:00～19:00	7:30～18:30
						土	7:00～18:30	8:30～16:30
	今成保育園	90	8か月	今成2-5-10	224-3371	月～金	7:00～19:00	7:30～18:30
						土	7:00～14:00	8:30～14:00
	新宿町保育園	120	8か月	新宿町2-12-13	244-0987	月～金	7:00～19:00	7:30～18:30
						土	7:00～14:00	8:30～14:00

区分	施設名	定員	入園年齢	所在地	電話	開所時間		標準時間	短時間
法人	増美保育園	120	8か月	岸町3-28-1	245-2740	月～金	7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	風の子保育園	60	6か月	松郷715-1	225-1928	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	風の子第二保育園	60	6か月	松郷701-3	227-7200	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	おがやの里しもだ保育園	60	3か月	小ヶ谷366-1	299-5400	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	ねむの木保育園	60	2か月	菅原町7-14	225-1663	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:00～16:00
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:00～16:00
	かつらの木保育園	116	2か月	小室40-1	247-8555	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	増美保育園 田町	90	8か月	田町17-53	256-7793	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	レイモンド川越保育園	90	3か月	新宿町1-17-1	257-6844	月～金	7:00～20:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	川越七歩保育園	100	6か月	新宿町3-20-1	265-8799	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	紀秀会川越やまだ保育園	100	2か月	山田516-9	299-5751	月～金	7:00～20:00	8:00～19:00	8:00～16:00
						土	7:00～20:00	8:00～19:00	8:00～16:00
	かつらの木第2保育園	46	2か月	野田町1-23-1	265-4181	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	おひさま保育園川越富士見町	60	2か月	富士見町24-14	226-1717	月～金	7:00～19:30	7:00～18:00	8:00～16:00
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:00～16:00
	紀秀会川越南やまだ保育園	100	2か月	山田2025-5	299-6631	月～金	7:00～20:00	8:00～19:00	8:00～16:00
						土	7:00～20:00	8:00～19:00	8:00～16:00
	増美保育園川越	60	8か月	脇田本町22-1 さいしん小江戸川越3階	238-7011	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	増美保育園本川越分園	16	8か月	新富町2-32-3	080-7024-9295	月～金	7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	増美保育園川越駅前分園	7	8か月	脇田本町16-13 マスタビル1階101	080-4877-2844	月～金	7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
認定こども園	認定こども園初雁幼稚園	30	1歳	大手町8-5	222-5385	月～金	7:30～18:30	7:30～18:30	8:00～16:00
						土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:00～16:00
	認定こども園あそか幼稚園	40	1歳	小仙波町5-4-2	222-1671	月～金	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
小規模	たむら保育園	19	2か月	六軒町2-13-15	225-2391	月～金	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30

※増美保育園本川越分園・川越駅前分園については、土曜保育および2歳児からの保育は増美保育園本園で行います。

区分	施設名	定員	入園年齢	所在地	電話	開所時間		標準時間	短時間
小規模	すみれ保育園	19	2か月	宮元町80-7・80-6	222-5976	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	つぼみ保育園	19	2か月	連雀町12-10	222-5778	月～金	7:30～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
	やしのみ保育園	19	2か月	岸町2-8-1 三澤管財川越ビル1F	249-8188	月～金	7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
	ちゅうりっぷ園 川越	19	2か月	中原町2-2-1 中原ビル1階	227-6757	月～金	7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
事業所内	ミルキーホーム 川越園	19 (17)	2か月	菅原町20-2 朝森ビル2F	222-6772	月～金	7:00～19:30	8:00～19:00	8:30～16:30
						土日祝	7:00～19:30	8:00～19:00	8:30～16:30
	埼玉ヤクルト保育園 かわもぐ保育ルーム	19 (16)	2か月	小仙波町1-5-3	225-0221	月～金	7:30～19:00	7:30～18:30	8:00～16:00
						土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:00～16:00
	秀学会川越クレア モール保育園	30 (27)	2か月	脇田町12-3	298-7601	月～金	7:00～20:00	8:00～19:00	8:00～16:00
						土	7:00～20:00	8:00～19:00	8:00～16:00
	かつらの木ハート 保育園	18 (15)	2か月	三光町38-2	293-2438	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	くっさいず保育園	19 (16)	2か月	元町2-6-1	215-4507	月～金	7:30～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
	ヤオコー川越保育園	19 (8)	2か月	新宿町1-10-1	246-7004 (ヤオコー人事総務部)	月～金	7:30～19:30	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～19:30	7:30～18:30	8:30～16:30
	陽だまり保育園	12 (9)	2か月	大手町7-8 スペース桜102	277-4223	月～金	7:30～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30

⑤ 芳野地区、古谷地区

区分	施設名	定員	入園年齢	所在地	電話	開所時間		標準時間	短時間
公立	(仮称)古谷地区 公立保育所	70	8か月	古谷上4009-13	235-0888	月～金	7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:00～14:00	7:30～14:00	8:30～14:00
	古谷第二保育園	令和9年度より（仮称）古谷地区公立保育所へ統合予定のため、入園できません							
法人	芳野保育園	60	2か月	谷中32-5	225-6451	月～金	7:00～21:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	はるかぜ保育園	60	8か月	大中居571-5	236-2600	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	伊佐沼すまいる 保育園	60	3か月	古谷上2237-1	230-1717	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:00～16:00
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:00～16:00

区分	施設名	定員	入園年齢	所在地	電話	開所時間		標準時間	短時間
法人	どんぐりの森保育園	100	3か月	小中居296-2	265-4530	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:00～16:00
						土	7:00～19:00	7:00～18:00	8:00～16:00
認定こども園	認定こども園 芳野台こども園	90	2か月	下老袋423	227-7881	月～金	7:00～20:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	認定こども園 岡田幼稚園	60	1歳	古谷上5440	235-0345	月～金	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30

㉓ 南古谷地区

区分	施設名	定員	入園年齢	所在地	電話	開所時間		標準時間	短時間
公立	南古谷保育園	70	8か月	並木新町16-15	235-4036	月～金	7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:00～14:00	7:30～14:00	8:30～14:00
	南古谷第二保育園	90	8か月	牛子167-3	243-2767	月～金	7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:00～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
法人	星の子みのり 保育園	90	2か月	木野目1526	256-7032	月～金	7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	分園 星の子第2 保育園	29	2か月	並木31-6	293-8784	月～金	7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
認 こ	認定こども園 泉の森川越	70	6か月	久下戸1880	293-7691	月～金	7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
小 規 模	なのはな第二 保育園	11	2か月	並木67-1	お問合せは なのはな保育園 へ	月～金	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
	並木あすなろ 保育園	19	2か月	並木101-1	235-5444	月～金	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
	なのはな保育園	19	2か月	並木新町8-10	236-0470	月～金	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
	星の子乳児保育園	19	2か月	並木208-1	235-2320	月～金	7:30～19:30	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
事 業 所	希望保育園 第2	8 (5)	3か月	南田島615-6	070-1416 -9925	月～金	7:30～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30

㉔ 高階地区

区分	施設名	定員	入園年齢	所在地	電話	開所時間		標準時間	短時間
公立	高階保育園	90	8か月	藤原町27-6	242-0266	月～金	7:00～19:30	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:00～14:00	7:30～14:00	8:30～14:00
	高階第二保育園	120	8か月	寺尾190-1	245-6696	月～金	7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:00～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
	高階第三保育園	90	8か月	砂新田1-19-2	246-5240	月～金	7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:00～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30

区分	施設名	定員	入園年齢	所在地	電話	開所時間		標準時間	短時間
法人	高の葉保育園	100	6か月	砂90-2	244-4080	月～金	7:30～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
	さくらんぼ保育園	90	3か月	砂新田6-12-8	293-6581	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	音羽の森保育園	90	6か月	藤間130-2	241-0200	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	8:00～19:00	8:00～19:00	8:30～16:30
認可こども園	高階すまいる保育園	80	3か月	諏訪町20-10	265-4885	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:00～16:00
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:00～16:00
	まーぶるさきり保育園	60	6か月	砂909-11	293-6677	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	認定こども園 ふじま幼稚園	70	1歳	熊野町13-10	242-7777	月～金	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
小規模	あそびのてんさい 新河岸第二保育園	17	2か月	砂新田48-2	241-7332	月～金	7:30～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
	まーぶる保育園 しんがし園	12	2か月	砂949-8 井上ビル101	265-8306	月～金	7:30～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	あそびのてんさい 新河岸保育園	19	2か月	砂新田48-1	257-5150	月～金	7:30～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
事業所	あそびのてんさい 新河岸第三保育園	30 (24)	2か月	砂新田2-7-2	293-2162	月～金	7:30～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30

㊦ 福原地区、大東地区

区分	施設名	定員	入園年齢	所在地	電話	開所時間		標準時間	短時間
公立	大東保育園	90	8か月	豊田本5-23-1	243-3210	月～金	7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:00～14:00	7:30～14:00	8:30～14:00
法人	まきば保育園	90	3か月	藤倉1-17-26	246-8014	月～金	7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
	おおぞら保育園	90	1歳	大塚新町41-18	245-6666	月～金	7:30～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
	貴精保育園	80	3か月	今福1334-1	245-1413	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:45～16:45
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:45～16:45
認定こども園	あゆみ保育園	90	2か月	豊田本1-22-3	249-7100	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	慶櫻南台保育園	60	6か月	南台2-12-11	265-8883	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	ひかりの子 認定こども園	69	1歳	藤倉2-15-16	245-9489	月～金	7:00～18:00	7:00～18:00	8:00～16:00
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:00～16:00
認定こども園	認定こども園 川越なかよし幼稚園	50	10か月	中台元町1-13-1	243-4108	月～金	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30

区分	施設名	定員	入園年齢	所在地	電話	開所時間		標準時間	短時間
小規模	ぽっかぽか保育園	19	2か月	南台3-2-2	257-4770	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	ありす保育園	19	2か月	南台3-12-10 ベルク南台1FA	293-5514	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	あしたばこども園 乳児舎	13	2か月	豊田町1-31-9	245-6669	月～金	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
	あかり保育園川越	12	2か月	南大塚3-10-22	247-6883	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30

㊦ 霞ヶ関地区、川鶴地区

区分	施設名	定員	入園年齢	所在地	電話	開所時間		標準時間	短時間
公立	霞ヶ関保育園	80	8か月	笠幡4036-4	231-0003	月～金	7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:00～14:00	7:30～14:00	8:30～14:00
	霞ヶ関第二保育園	90	8か月	かすみ野2-10-1	232-0397	月～金	7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:00～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
	川鶴保育園	60	8か月	川鶴2-12-2	233-3017	月～金	7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:00～14:00	7:30～14:00	8:30～14:00
法人	むさしの保育園	60	3か月	的場420-1	233-4193	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:45～16:45
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:45～16:45
	笠幡菜の花保育園	60	6か月	笠幡731-1	233-1058	月～金	7:30～19:30	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
	ともいき保育園	60	6か月	笠幡1645-125	227-3811	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	さくらんぼ第二 保育園	100	3か月	笠幡237-6	272-7411	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
認可	認定こども園 のぞみ幼稚園	57	8か月	笠幡2764-1	234-5686	月～金	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
小規模	さくらんぼ第三保 育園	19	3か月	的場2244-2	298-7890	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30

㊧ 霞ヶ関北地区、名細地区

区分	施設名	定員	入園年齢	所在地	電話	開所時間		標準時間	短時間
公立	名細保育園	90	8か月	鯨井1590-1	231-1967	月～金	7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:00～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
	名細第二保育園	90	8か月	小堤662-1	232-6876	月～金	7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:00～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
法人	下田保育園	100	3か月	的場北2-12-8	231-0750	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30

区分	施設名	定員	入園年齢	所在地	電話	開所時間		標準時間	短時間
法人	バンビ保育園	80	2か月	吉田1029	232-9155	月～金	7:30～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
	マーガレット保育園	60	8か月	天沼新田54-6	233-8882	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
	音羽の森第二保育園	100	6か月	鯨井1862-1	233-5678	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	8:00～19:00	8:00～19:00	8:30～16:30
	マーガレット保育園いなほ分園	22	8か月	小堤900-7	227-3113	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
認可	認定こども園霞ヶ関幼稚園	80	1歳	霞ヶ関北6-3-1	231-1777	月～金	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
小規模	うわど保育園	19	2か月	上戸277-21	233-0583	月～金	7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:00～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
	川越ベビーホーム	15	2か月	天沼新田269-1	231-5638	月～金	7:30～18:30	7:30～18:30	8:00～16:00
						土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:00～16:00
事業所	ベビーかろーれ川越	19 (18)	3か月	吉田100-4	230-6010	月～金	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30

※マーガレット保育園いなほ分園については、3歳児からの保育はマーガレット保育園本園で行います。

【土曜共同保育実施状況】

土曜日は他園の児童と一緒に保育を実施する場合や、土曜日は別の園に行っていただく場合もございます。※今後実施する園が変更になる可能性もありますのでご了承ください

○下田保育園・おがやの里しもだ保育園

→ 土曜日は、下田保育園で共同保育実施

○増美保育園・増美保育園田町・増美保育園川越

→ 土曜日は、増美保育園で共同保育実施

○風の子保育園・風の子第二保育園

→ 土曜日は、風の子保育園と風の子第二保育園で交互に共同保育実施

○笠幡菜の花保育園・菜の花保育園（鶴ヶ島市）

→ 土曜日は、笠幡菜の花保育園で共同保育実施

○伊佐沼すまいる保育園・高階すまいる保育園

→ 土曜日は、伊佐沼すまいる保育園・高階すまいる保育園で交互に共同保育実施

○かつらの木保育園・かつらの木第2保育園・かつらの木ハート保育園

→ 土曜日は、かつらの木保育園で共同保育実施

○星の子みのり保育園・星の子乳児保育園、星の子第二保育園

→ 土曜日は、星の子みのり保育園で共同保育実施

○紀秀会川越やまだ保育園、秀学会川越クレアモール保育園

→ 土曜日は、紀秀会川越やまだ保育園で共同保育実施

- あそびのてんさい新河岸第二保育園・あそびのてんさい新河岸保育園
 - 土曜共同保育を実施する場合は、あそびのてんさい新河岸第二保育園またはあそびのてんさい新河岸保育園のいずれかで実施
- あそびのてんさい新河岸第二保育園・あそびのてんさい新河岸第三保育園
 - 土曜共同保育を実施する場合は、あそびのてんさい新河岸第二保育園で実施
- なのはな第二保育園・なのはな保育園・並木あすなろ保育園
 - 土曜日は、なのはな保育園で共同保育実施
- つぼみ保育園・陽だまり保育園
 - 土曜日は、陽だまり保育園で共同保育実施
- まーぶるきらり保育園・まーぶる保育園しんがし園
 - 土曜日は、まーぶるきらり保育園で共同保育実施

2 一時預かり利用の手引き



川越市では、保護者の断続的・短時間就労等の就労形態の多様化や保護者の傷病等による緊急時の保育等に対応するため、P36の実施保育園等において一時預かりを実施しています。申請方法は次のとおりです。

1 対象児童

- 原則市内に住所を有する就学前までの児童（原則、認可保育園・幼稚園に在籍の児童を除く）です。
- ※他の方の利用状況や児童の発達の状態によっては、お預かりできない場合もあります。
- ※保育ステーションは、認可保育園または幼稚園に在籍していても、在籍園の休園日や預かり保育を実施していない等の理由により、在籍園が利用できない場合は、併用が可能です。

2 申請方法

申請場所：希望する保育園等

※申請方法の詳細については、希望する保育園等に直接お問い合わせください。

※受入れ状況等は、希望する保育園等で事前にご確認ください。

予約：利用開始日の1か月前から5日前まで

（初めてご利用になるときは、事前にお子さんの健康状態を見させていただく面接があります。）

必要書類：一時預かり申請書（各実施保育園に用意してあります。）

その他必要書類（児童の父母それぞれ。理由に応じて、下記の表のとおりご用意ください。）

利用可能期間	保育が困難な理由・内容	必要書類
① 保育が困難な日 （週3回まで）	就労	就労証明書（3か月以内のもの）
	求職（面接・説明会・雇用保険説明会等）	面接指示書・実施日時がわかるもの（通知やメールの等の写し）
	職業訓練	承認通知＋カリキュラムが分かるもの
	就学（就職に直結するもの）	在学証明書＋カリキュラムが分かるもの
② 連続1か月 （※連続1か月利用後は週3回まで）	入院	入院診療計画書の写し
	傷病（入院以外）	診断書（保育困難な旨が記載されているもの） または障害者手帳等の写し
	看護	診断書（看護を要す旨が記載されているもの）
	介護	介護被保険者証の写し＋介護計画書の写し
③ 産前は通院時 産後は2週間	出産 ※市外の方の里帰り出産も可	母子手帳の写し（表紙＋予定日）
④ 保育が困難な時間	冠婚葬祭	招待状の写し等
	行事（兄弟の遠足・入学式等）	通知の写し
	裁判員制度	通知の写し
	通院	診察券の写し＋領収書の写し（お迎え時に）
	その他	日付、時間が分かるもの
⑤ 月1回	内容問わず（リフレッシュ）	申請書のみ

※月の途中で園をまたがって利用することはできません。月末までに退園届を提出し、翌月からの利用を別の園にお申込みください。

3 一時預かり利用料

日額1500円（この他に飲食物費として200円～300円がかかります。）

短時間の場合、1時間につき500円

※一時預かりを利用した児童が、生活保護法による被生活保護世帯又は前年度分市民税非課税世帯に該当する場合には、飲食物費のみ負担していただくこととなっています。

※私立園については金額が異なる場合がありますので、希望する保育園等へ直接お問い合わせください。

実施保育園等一覧

実施保育園	所在地	電話番号	対象年齢 (満年齢)	一時預かり時間 (月曜～金曜) ※
中央保育園	小仙波町 2-49-11	222-2661	8か月から	午前8時30分～午後5時
大東保育園	豊田本 5-23-1	243-3210		
高階保育園	藤原町 27-6	242-0266		
下田保育園	的場北 2-12-8	231-0750	1歳4か月から	午前9時～午後5時
むさしの保育園	的場 420-1	233-4193	1歳から	午前9時～午後5時
増美保育園	岸町 3-28-1	245-2740	1歳から	午前9時～午後4時30分
貴精保育園	今福 1334-1	245-1413	1歳3か月から	午前9時～午後5時
マーガレット保育園	天沼新田 54-6	233-8882	1歳6か月から	午前9時～午後5時
芳野保育園	谷中 32-5	225-6451	2か月から (リフレック 8か月から)	午前8時30分～午後5時
風の子保育園	松郷 715-1	225-1928	1歳6か月から	午前8時30分～午後4時30分
はるかぜ保育園	大中居 571-5	236-2600	1歳6か月から	午前8時30分～午後4時30分
風の子第二保育園	松郷 701-3	227-7200	1歳6か月から	午前8時30分～午後4時30分
伊佐沼すまいる保育園	古谷上 2237-1	230-1717	1歳6か月から	午前8時30分～午後4時30分
さくらんぼ保育園	砂新田 6-12-8	293-6581	1歳3か月から	午前8時30分～午後5時
おかやの里しもだ保育園	小ヶ谷 366-1	299-5400	1歳6か月から	午前8時30分～午後4時30分
かつらの木保育園	小室 40-1	247-8555	8か月から	午前8時30分～午後4時30分
ともいき保育園	笠幡 1645-125	227-3811	1歳から	午前9時～午後5時
星の子みのり保育園	木野目 1526	256-7032	6か月から	午前8時30分～午後5時
紀秀会川越やまだ保育園	山田 516-9	299-5751	6か月から	午前9時～午後5時
さくらんぼ第二保育園	笠幡 237-6	272-7411	1歳3か月から	午前8時30分～午後5時
高階すまいる保育園	諏訪町 20-10	265-4885	1歳6か月から	午前8時30分～午後4時30分
紀秀会川越南やまだ保育園	山田 2025-5	299-6631	6か月から	午前9時～午後5時
川越市保育ステーション	中原町 2-1-9	277-3070	8か月から	午前8時30分～午後5時

※紀秀会川越やまだ保育園は土曜日でも一時預かりを実施いたします。

※川越市保育ステーションは年末年始(12/29～1/3)を除く土、日、休日も実施いたします。

※利用希望者が多いと希望する日に利用できない場合があります。

※実施園は令和8年9月現在のものとなります。今後変更となる場合があります。

3 送迎保育（川越市保育ステーション）について

朝夕の1日2回、朝は保育ステーションから指定の保育所等へ、夕方は指定の保育所等から保育ステーションへ児童を送迎するとともに、保護者が迎えに来るまで児童を預かる、いわゆる送迎保育を実施しております。送り、迎えのどちらか一方を利用することもできます。

■対象となる児童 保育の必要性のある2歳児クラス以上の未就学児

■保育ステーションにおける保育定員

- ・保育ステーションのバスによる送迎：定員概ね20人（2号、もしくは3号認定児童）
（入園希望月の前月5日頃に窓口およびホームページで空き状況を公表いたします。）

■利用料

- ・送迎保育利用料（バス利用料含む） 月額3,000円 / 日額200円
（送り、迎えのどちらか片道のみ） 月額1,500円 / 日額100円
- ・送迎保育に係る軽食代 日額100円

■送迎保育事業に係る児童の受入保育施設

R8.9.1 現在

東コース（芳野、古谷方面）	西コース（霞ヶ関方面）
芳野保育園	バンビ保育園
伊佐沼すまいる保育園	ともいき保育園
分園 星の子第2保育園	霞ヶ関保育園
紀秀会川越やまだ保育園	認定こども園のぞみ幼稚園
紀秀会川越南やまだ保育園	

■一日の流れ（イメージ）

7:00	8:30 ※	9:30 ※	17:00 ※	18:00 ※	20:00
保育ステーション で預かり	バスで送迎	保育所等で保育（送迎先の施設）	バスで送迎	保育ステーション で預かり	

※状況により、時間が前後する場合があります。

■申込方法

送迎保育をご希望の方は、保育ステーションにて面接を受ける必要があります。面接時に「川越市送迎保育事業利用申込書」をご提出ください。

■申込締切

- ・月単位利用の場合 利用開始希望月の前月10日まで
- ・日単位利用の場合 利用開始希望日の2週間前まで

※川越市保育ステーションの運營業務は、川越市と（福）ともいき会との業務委託契約により、（福）ともいき会が行っています。（令和9年度以降の受託業者は、令和8年9月1日現在未定です。）



4 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

⚙️対象こども：保育所等に在籍していない、0歳6か月～満3歳未満のこども

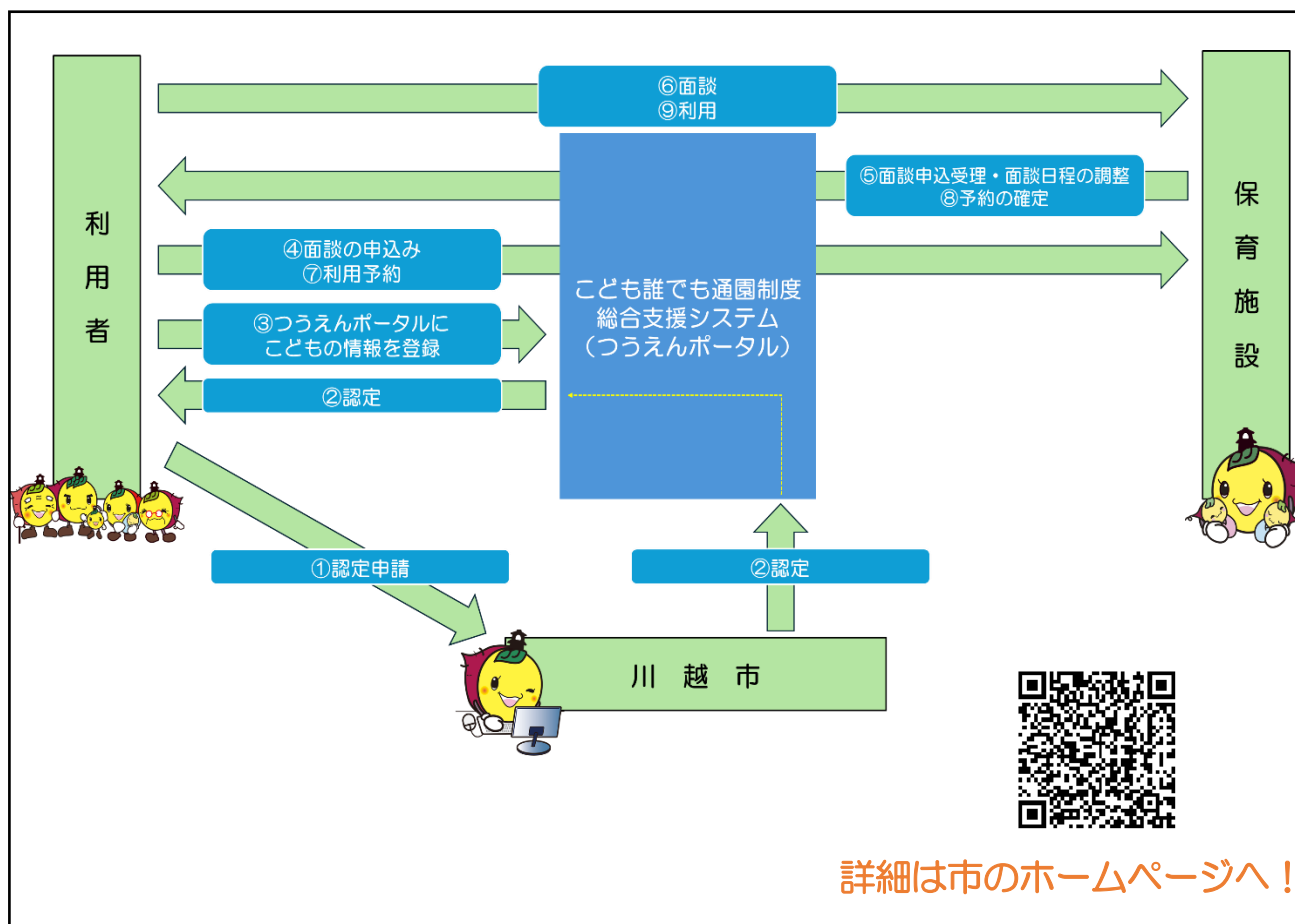
⚙️利用時間：月10時間まで

⚙️利用料金：1時間300円程度

R8.9.1 現在

地区	運営	施設	実施曜日	対象クラス年齢		
本庁	公立	脇田新町保育園	月、火、木	-	1歳	2歳
	私立	増美保育園	月、水	-	1歳	2歳
	私立	かつらの木保育園	月～金	0歳	1歳	2歳
山田	私立	紀秀会川越やまだ保育園	月～金	0歳	1歳	2歳
	私立	紀秀会川越南やまだ保育園	月～金	0歳	1歳	2歳
芳野	私立	芳野保育園	月～木	0歳	1歳	2歳
古谷	私立	はるかぜ保育園	火、水、金	-	-	2歳
	私立	伊佐沼すまいる保育園	月～金	0歳	1歳	2歳
高階	私立	認定こども園ふじま幼稚園	月～金	-	1歳	2歳
福原	私立	認定こども園川越なかよし幼稚園	月～土	-	-	2歳
名細	公立	名細保育園	水、金	0歳	1歳	-
霞北	私立	認定こども園霞ヶ関幼稚園	金	-	1歳	2歳

※実施園は変更になる場合があります。詳しくは市のホームページをご確認ください。



5 病児・病後児保育事業について

お子さんが急な発熱などの病気の際に、仕事を休むことができない... そんな時は病児・病後児保育事業をご利用ください。病院や保育所併設の施設（市内4施設）で、看護師・保育士が一時的にお子さんをお預かりします。

- 対象児童 川越市在住の生後2か月から小学3年生までの「病気又は病気回復期の児童」
※利用前に医療機関の受診が必要です。お預かりできない病気もあります。
- 定 員 各施設、1日あたり3人まで（要予約）
※病状等に応じて隔離室での保育を行うなど、安全にお預かりします。
- 利用料金 1人日額2,000円
※生活保護、市民税非課税世帯は免除あり

詳細は市ホームページをご覧ください。

担当課：こども育成課（電話 049-224-5724）



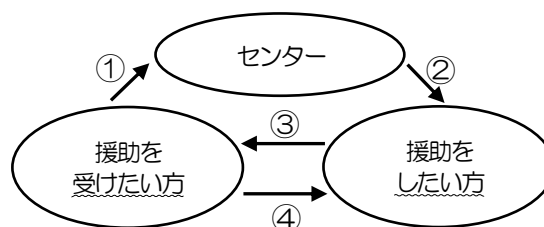
市ホームページ

6 ファミリー・サポート・センター事業、緊急サポートセンター事業について

ファミリー・サポート・センター及び緊急サポートセンターは、お子さんの一時的な預かりや送迎などの「子育ての援助を受けたい方」に対して、「援助を行いたい方（有償ボランティア）」をご紹介します。

■利用の流れ（各事業共通）

- ①会員登録のうえ、援助してほしい内容をセンターに伝えます。
- ②センターが援助を行う有償ボランティアを探し、ご紹介します。
- ③お子さんの預かり・送迎などを行います。
※預かりは原則有償ボランティアの自宅。
- ④援助を受けた方は、有償ボランティアに直接、利用料を支払います。



■各事業の概要 利用料や申込先などが異なります。詳細は市ホームページをご覧ください。

	ファミリー・サポート・センター	緊急サポートセンター
対 象 の 方	川越市在住・在勤の保護者。生後3か月～小学校修了までのお子さま。	川越市在住の保護者。0歳から小学校修了までのお子さま。
こんなときに	決まった曜日・日にち・期間等、お子さまの 定期的な支援が基本です。 ・保育施設、学童等への送迎と預かり。 ・習い事への送迎。 など	突発的・一時的な支援に対応できます（インターネットから当日の会員登録も可能）。 ・保護者の急な残業、用事に伴う保育施設、学童等への送迎と預かり。 ・宿泊を伴う預かり、病児の預かり。
市ホームページ		
担 当 課	こども育成課（電話 049-224-5724）	

保護者のリフレッシュが必要な時にもご利用いただけます。なお、依頼内容等によっては、有償ボランティアのご紹介が難しい場合もございます。

令和9年度 川越市保育所入所基準指数表

◎基準指数

就 労 形 態 等	詳 細 等	指 数
就 労	時間数(月間)150～	21
	時間数(月間)140～149	19
	時間数(月間)130～139	17
	時間数(月間)120～129	15
	時間数(月間)110～119	13
	時間数(月間)100～109	11
	時間数(月間) 64～ 99	9
内 職		8
就 労 内 定	時間数(月間)120～	14
	時間数(月間) 64～119	8
求 職 活 動		5
妊 娠 ・ 出 産		25
疾 病 (保 護 者 ／ 診 断 書 等)		22
介 護 ・ 看 護	常時付添を要する	21
	週5日以上付添を要する	19
	週3日以上付添を要する	17
就 学		18
就 学 予 定		7
障 害 者 手 帳	1 ・ 2級	25
	3級	22
療 育 手 帳	①A ・ A	25
	B ・ C	22
精 神 障 害	手帳所持者・45条該当 ※精神保健及び精神障害者福祉法第45条に定める精神障害者保健福祉手帳	25
災 害 復 旧		40
DV 被 害		40

○審査方法について

- ・児童の入所指数は、基準指数と調整指数の合計となります。
- ・基準指数は、父母それぞれの指数を合算し世帯の指数とします。
- ※複数の類型に該当する場合は、父母それぞれ一番配点の高い類型の基準指数を適用することとします。
- ・入所指数の高い方から保育の実施決定をします。
- ・入所指数が並んだ場合、希望の高い順から決定します。
- ・DV被害の場合、別途ひとり親の確認書類があれば調整指数が加点されます。
- ・期限内に保育の必要性を証明する書類の提出がなかった場合は、求職活動の基準指数を適用します。

◎調整指数

保護者等の状況	指 数
ひとり親家庭	40
父母不存在	60
認可外保育施設を含む市内の教育・保育施設に勤務(内定含む)する保育士・幼稚園教諭・保育教諭	6
生活保護	3
65歳未満祖父又は祖母と同居(保育が必要な旨の証明なし)	-5
自営で協力者	-2
保育利用申請において、「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる。」旨の申し出がある場合	-100

児童の状況等	指数
兄弟姉妹が同時に新規申請する場合	2
多胎児が同時に新規申請する場合	2
小学生以下の兄弟姉妹がいる児童が新規申請する場合	1
保育所等に在園する児童(1号認定含む)の兄弟姉妹が新規申請する場合	2
兄弟姉妹(1号認定含む)が在園する保育所等へののみ転園申請する場合	7
地域型保育事業の卒園児童(当該施設を卒園し継続して新規申請する場合に加点)※	21
地域型保育事業の卒園児童(当該施設を卒園し継続して連携施設を第一希望として新規申請する場合に加点)※	7
認可外保育施設、幼稚園、認定こども園(1号認定)、一時預かりを1ヵ月あたり10日以上利用している場合	2
障害児	12
兄弟姉妹が障害児(介護・看護の場合に加点)	3
児童福祉等の観点から、特に保育の優先利用が必要とされた場合(被虐待児童など)	25

※地域型保育事業の卒園児童の指数(21点)と連携施設の新規申請の指数(7点)は重複して加点され28点となります。

○入所指数と希望順が並んだ場合の優先順位

1	要支援・要保護児童(被虐待児童など)
2	ひとり親家庭・DV被害・父母不存在
3	災害復旧
4	妊娠・出産
5	保護者障害あり
6	疾病
7	兄弟姉妹が障害児
8	介護・看護
9	就労
10	就学

○就労世帯が同点、同希望順の場合の優先順位

1	兄弟姉妹の在園あり
2	県外に単身赴任
3	保護者の勤務先所在地(市内、県内、県外に振り分けをし下記の順) ①県外・県外 ②県外・市外 ③市外・市外 ④県外・市内 ⑤市外・市内 ⑥市内・市内 ※就労先が2か所以上の場合は、最も勤務時間が長い就労先で振り分けます。
4	就労時間(保護者の合計時間)
5	多児童(同一世帯内の児童数)
6	短時間勤務取得(予定)なし
7	保育料算定における課税額(合計額が少ない世帯を優先)

令和9年度 入所申込み締切日一覧

令和9年度の各月の利用申込み締切日は次のとおりです。

※本内容は、令和8年9月1日時点の予定で掲載をしております。

申込み期限等に変更が生じた場合は、市ホームページでお知らせいたします。

入所希望月	空き状況の公表	申込み締切日	結果通知発送時期（予定）
令和9年4月（一次）	令和8年9月14日	令和8年10月27日（火） 申請方法によって異なります。 P5をご確認ください。	令和9年2月上旬
4月（二次）	令和9年2月上旬	令和9年 2月12日（金）	令和9年2月末～3月上旬
5月	入所希望月の 前月5日頃	令和9年 4月 9日（金）	入所希望月の前月25日頃
6月		令和9年 5月10日（月）	
7月		令和9年 6月10日（木）	
8月		令和9年 7月 9日（金）	
9月		令和9年 8月10日（火）	
10月		令和9年 9月10日（金）	
11月		令和9年10月 8日（金）	
12月		令和9年11月10日（水）	
令和10年1月		令和9年12月10日（金）	
2月	公表予定なし	※	
3月			

※令和10年2月、3月入所募集につきましては、申込み期限が大幅に前倒しとなっておりますのでご注意ください。

子育て情報誌『こえどちゃん』もぜひご活用ください。

(<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/kosodate/k-service/1004313/1004317>)

川越市子育てガイドマップ『こえどちゃん』は、子育て中のパパママの意見を取り入れて作成した情報誌です。

誌面に掲載している川越 MAP では、川越市の地図上で保育施設等の場所が確認いただけますので、ご自宅やお勤め先の近くにある保育所等をお探しの方はぜひご活用ください。



問い合わせ

川越市役所 こども未来部 保育課（本庁舎3階）
〒350-8601 川越市元町1-3-1
電話 049-224-5827
FAX 049-223-8786



※「令和9年度 保育園等入園の手引き」は、令和8年9月1日現在の情報をもとに作成しています。今後、内容が一部変更になる場合もありますので、あらかじめご了承ください。